

令和 2 年 3 月 2 5 日

令和 2 年 第 1 回 和 束 町 議 会 定 例 会

(第 2 号)

和 東 町 議 会

令和 2 年 第 1 回 和 東 町 議 会 定 例 会

会 議 録 (第 2 号)

招 集 年 月 日 令 和 2 年 3 月 2 5 日 (水)

招 集 の 場 所 和 東 町 議 会 議 場

開 閉 議 日 時 開 議 午 前 9 時 3 0 分

閉 議 午 後 3 時 5 5 分

出 席 議 員 (1 0 名)

| | | | | | | | | | | |
|-----|---|---|---|-------|-----|---|---|---|---|---|
| 1 番 | 岡 | 田 | 勇 | 2 番 | 高 | 山 | 豊 | 彦 | | |
| 3 番 | 藤 | 井 | 清 | 隆 | 4 番 | 村 | 山 | 一 | 彦 | |
| 5 番 | 吉 | 田 | 哲 | 也 | 6 番 | 井 | 上 | 武 | 津 | 男 |
| 7 番 | 岡 | 田 | 泰 | 正 | 8 番 | 岡 | 本 | 正 | 意 | |
| 9 番 | 畑 | 武 | 志 | 1 0 番 | 小 | 西 | 啓 | | | |

欠 席 議 員 (0 名)

な し

職 務 の た め 議 場 に 出 席 し た 者 の 氏 名

事 務 局 長 島 川 昌 代

書 記 今 西 靖

地方自治法第121条の規定により、説明のため議会に出席した者の職氏名

| | |
|------------|------|
| 町長 | 堀忠雄 |
| 副町長 | 奥田右 |
| 総務課長 | 岡田博之 |
| 総務課行財政担当課長 | 藤原秀太 |
| 地域力推進課長 | 草水清美 |
| 人権啓発課主幹 | 原田敏明 |
| 税住民課長 | 細井隆則 |
| 福祉課長 | 北広光 |
| 診療所事務長 | 久保順一 |
| 農村振興課長 | 東本繁和 |
| 建設事業課長 | 馬場正実 |
| 会計管理者兼会計課長 | 瀧村幸代 |

| | |
|----------|--------------------|
| 議事日程 | 別紙のとおり |
| 会議に付した事件 | 別紙議事日程のとおり |
| 会議の経過 | 別紙のとおり |
| 会議録署名議員 | 4番 村山一彦 5番 吉田哲也 |

議事日程（第2号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 3号 令和2年度和東町一般会計予算
議案第 4号 令和2年年和東町湯船財産区特別会計予算
議案第 5号 令和2年度和東町国民健康保険特別会計予算
議案第 6号 令和2年度和東町簡易水道事業特別会計予算
議案第 7号 令和2年度和東町下水道事業特別会計予算
議案第 8号 令和2年度和東町介護保険特別会計予算
議案第 9号 令和2年度和東町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 3 議案第13号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第15号 令和元年度和東町一般会計補正予算（第5号）
議案第16号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）
議案第17号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第18号 令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
議案第19号 令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）
- 日程第 6 議案第20号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について
- 日程第 7 議案第21号 和東町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更に

ついて

日程第 8 決議第 1 号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組
を求める決議

日程第 9 発委第 1 号 簡易水道事業へ国の財政支援強化を求める意見書

日程第 10 発議第 1 号 感染症対策の抜本的強化を求める意見書

日程第 11 委員会の閉会中の継続審査・調査について

午前 9 時 3 0 分開会

○議長（小西 啓君）

皆さん、おはようございます。

本日は、ご苦労さまです。

ただいまから、令和 2 年和束町議会第 1 回定例会を再開いたします。

本日の会議を開きます。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、4 番、村山一彦議員、5 番、吉田哲也議員を指名いたします。

以上の両議員に差し支えのある場合には、次の議席の議員をお願いをいたします。

日程第 2、議案第 3 号から議案第 9 号まで、令和 2 年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算、以上 7 件を一括議題といたします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、岡田 勇議員。

○予算特別委員長（岡田 勇君）

皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、予算特別委員会審査報告をいたします。

3 月 1 0 日開会の令和 2 年第 1 回定例会に提案された議案第 3 号から議案第 8 号までの令和 2 年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の審査が予算特別委員会に付託されましたので、3 月 1 6 日と 1 7 日の 2 日間にわたり予算特別委員会を開会し、審査を行いました。

審査に当たっては、初めに奥田副町長から、当初予算の概要と主要事項の説明を受けた後、各所管課長から予算書及び予算に関する説明書により説明を受けました。

令和 2 年度当初予算では、一般会計の予算総額が 3 2 億 9, 2 6 0 万円であり、対前年度比で 5, 8 4 0 万円、率にして 1. 8 % の増額となっている。また、6 特別会計の

合計は19億7,222万円の予算となり、対前年度比で6,683万円の減、率にして3.3%の減額となっている。一般会計及び6特別会計の合計額は52億6,482万円で、前年度より0.2%、843万円の減額となり、前年度同等の予算規模で編成されました。

令和2年度予算においては、限られた財源の中、国の施策を取り入れ、将来を見据えた、また犬打峠トンネル化を見据え、住民とともに考え、ともに歩いていくまちづくりを最終年度の計画となる和束町第4次総合計画の六つのプログラムに沿って進めた予算であるとの説明でありました。

一般会計予算では、子育て支援対策として、小・中学校の給食費、修学旅行費の無償化や保育料・給食費の無償化、18歳までの医療費無償化、保育園・児童クラブの保育時間延長など継続して実施される。また、将来にわたって医療費を無償化できるよう「すこやかエンジェル基金」への積み立ても行われる。住民生活の安心・安全に向けた予算では、近年、全国的に異常気象による大規模な災害が発生しています。その中で、指定避難所である体験交流センターの耐震改修工事や祝橋・石寺橋の架替事業、町道の拡幅改修工事や橋梁長寿命化修繕事業などが実施される。また、災害に備え段ボールベッドの購入や備蓄食糧の入れかえ、避難所でのトイレ機能を確保するため、和束小学校にマンホールトイレ10基を設置される。

交流人口の拡大に向けた予算では、地方創生推進交付金を活用し、農業体験事業や教育観光・インバウンド観光の推進、茶畑景観周遊観光としたゴルフカートを利用したグリーンスローモビリティ運行を有償で実施される。移住定住促進では、移住者への空き家改修補助や景観条例に基づき景観を生かしたまちづくりに取り組まれる。まり、地域おこし協力隊を2名増員し、さらなる地域の農業・茶業・観光振興にも取り組まれる。2021年に開催されるワールドマスターズゲームズ大会に向けた準備も本格的に進められておる。

そのほか、昨年度から取り組んでいる第5次総合計画の策定や情報発信を強化する

ためホームページをリニューアルされる。

特別会計に目を移すと、国民健康保険では、広域化が始まり3年目を迎える。今後、さらに医療費の上昇を抑えるため、特定健診や人間ドックの受診率向上、ジェネリック医薬品の勧奨など医療費の適正化に向けて取り組まれる。簡易水道事業では、経営戦略に基づき、今後、効率的な運営を実施されますが、料金改定など課題も山積し、非常に厳しい状況が見込まれる。

これらの説明に対し委員からは、令和2年度は、堀町長、任期最終年度であり、また第4次総合計画も最終年度である。総仕上げの年度であり、大変大事な予算でもある。経済状況も厳しく、新型コロナウイルス関係もあり、このような状況の中、予算をどう生かし、どのように反映されるのか。

新型コロナウイルス感染症対策予防として、マスク、消毒液など公共施設への配布は、また観光事業や農泊への影響や対応は。

今回、移住定住促進に係る予算を各項目計上されているが、移住・定住はどのような人をターゲットに考えているのか。空き家の登録数の目標は。また町営住宅も活用してはどうか。学童保育料の引き下げやインフルエンザ予防接種の拡充など検討されているが、具体的な内容や実施の時期は。

人材マネジメント部会研修負担金の内容は、今まで何人の職員が参加したのか。また研修に参加した職員に期待することは。4月から会計年度任用職員制度が開始されるが、非正規職員の処遇は改善されるのか。従前より後退はないか。

保育園で英会話事業を実施されているが、保育指針に基づきどういう位置づけで実施されているのか。

介護保険施設介護サービス給付金事業について、現在の施設入所者数は。入所者数を減らし、健康寿命を延ばすため、福祉課だけでなく全庁通じて事業に取り組むことが必要ではないのか。

グリーンティ和東周辺のお茶の駅構想は計画通り進んでいるのか。今後の見通しや活

用のめどは。完成イベント事業助成金が計上されているが、どういう形での完成となるのか。

企業の誘致やテレワークなどで利用されているスマートワークインレジデンス事業の現状や利用状況は。なかなか動きが見えないように思うが、定期的に報告してほしい。

マウンテンバイク推進事業委託料757万円の内訳は。大会開催時の観客席やコース内の遊歩道の整備は。ワールドマスターズゲームズ大会は手段であり、最終目的は、湯船、和東、東部のまちづくりの振興・発展につなげていくと答弁されました。

町民税の個人分の収入が昨年度と比較し880万円ほど減額になっているが、昨年は茶業収入がかなり落ち込んだ。もっと減額になるのでは。

農業次世代人材投資資金給付事業は従来の新規就農者への資金給付にかわるものとなっているが、家族で後継者に譲った場合、この制度を利用することはできないのか。茶源郷まつりへの営農組合の参加や出品茶への出展も減ってきている。参加していこうという意欲が薄れてきている。何か対策は検討されているのか。

災害対策として和東小学校にマンホールトイレを設置されるが、他の避難所への設置は検討しているのか。体験交流センター耐震補強・改修工事の内容や完成の時期は。

本年度、ようやく祝橋と石寺橋の橋梁整備を実施されるが、具体的な工事の内容は。工事は既存の橋を壊して実施するのか。また完成はいつごろになるのか。今後、地元住民と十分協議をした中で進めてほしい。

下水道事業への繰入金基準、接続率は。接続率を上げるため啓発が必要である。また、エリア外の合併浄化槽の普及率は。和東町全体のことを考えて事業に取り組んでいただきたいとされました。

水道料金値上げを予定されているが、根拠や時期は。料金改定については、現在、水道委員会に諮り、協議をいただいている。行政においても十分努力をし、慎重に検討し判断をしていきたいと答弁されました。

このほか、「森林経営管理事業業務委託料の事業内容は」、「有害鳥獣対策の取り組みは」、「障害者福祉計画の内容は」、「下水道事業ストックマネジメント設計業務委託料3,000万円の事業内容は」、「農地利用最適化推進委員の仕事内容は」、「茶業販路拡大等支援助成金の内容は」、令和2年度においてもさまざまな事業を展開されるが、公債費比率も高くなってきている。財政状況を十分考えた中で事業を進めていただきたい」など要望も含め、行政全般にわたる施策や方針など活発な質疑が交わされ、その中で町長は、「財政の運営は一つの次元で考えることはできない。いろんな角度から考え、財政のバランスを見ながらそのときの状況を判断し、国・府の事業をうまく取り入れた中で、萎縮することなく、やり過ぎることなく、職員一丸となって取り組んでいきたい」と答弁されました。

詳細については、後日、会議録にて承知願います。

討論では、岡本委員が一般会計のほか、国民健康保険特別会計、下水道事業特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計の五つの会計に反対討論を、また、岡田泰正委員が一般会計、井上委員が国民健康保険特別会計、吉田委員は下水道事業特別会計、高山委員が介護保険特別会計、村山委員が後期高齢者医療特別会計にそれぞれ賛成の討論を行いました。

令和2年度一般会計予算ほか6特別会計予算の採決の結果は次のとおりです。

議案第3号 令和2年度一般会計予算は賛成者多数

議案第4号 令和2年度和束町湯船財産区特別会計予算は賛成者全員

議案第5号 令和2年度和束町国民健康保険特別会計予算は賛成者多数

議案第6号 令和2年度和束町簡易水道事業特別会計予算は賛成者全員

議案第7号 令和2年度和束町下水道事業特別会計予算は賛成者多数

議案第8号 令和2年度和束町介護保険特別会計予算は賛成者多数

議案第9号 令和2年度和束町後期高齢者医療特別会計予算は賛成者多数

以上のとおり本委員会は、令和2年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算6件

を原案のとおり可決いたしました。

以上、予算特別委員会報告といたします。

○議長（小西 啓君）

本案に関しましては、ただいま報告がありましたように議員全員による予算特別委員会で審査し、質疑・討論も活発に行われましたので、質疑・討論を省略し、これより採決いたします。

議案第3号から議案第9号まで、令和2年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の以上7件について、委員長の報告は可決とするものです。

よって、本予算の7件は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立多数です。

したがって、議案第3号から議案第9号まで、令和2年度和束町一般会計予算及び各特別会計予算の以上7件は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第13号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第13号の提案理由を申し上げます。

会計年度任用職員制度が本年4月1日から施行されることに伴い、議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

おはようございます。

それでは、議案のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

議案第13号

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例

の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和2年3月25日提出

和東町長 堀 忠雄

議長のお許しをいただいておりますので、概要に基づきまして説明をさせていただきますと思ひます。

2ページめくっていただいた裏面になります。

議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の概要でございます。

町長から提案理由でも申し上げましたように、会計年度任用職員制度の導入に伴い、新地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（フルタイム会計年度任用職員）については、地方自治法第204条第1項を改正し、常勤職員と同様に、給料、手当、旅費の支給対象であることが明確化されました。これに伴いまして、本条例第5条において、報酬が日額で定められている職員の補償基礎額の規定に加え、給料を支給される職員の補償基礎額について常勤職員の公務災害補償に係る平均給与額の例によることとする規定を新たに整備するものでございます。

改正の内容でございますが、給料を支給される職員に係る具体的な補償基礎額の算定については、地方公務員災害補償法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が町長と協議して定める額とするものでございます。

改正案では、第5条第5号に給料を支給される職員ということで、法第2条第4項に規定する平均給与額の例により、実施機関が町長と協議して定める額ということで追加をさせていただいております。

附則でございますが、この条例は、令和2年4月1日から施行するとなっております。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第13号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第13号 議会の議員及び非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の提案理由を申し上げます。

本年4月1日の制度施行に伴い新設される「会計年度任用職員」について、制度導入前の任用形態や任用手続がさまざまであることをかんがみ、地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓をそれぞれの職員にふさわしい方法で行うことが望ましいとされることから、別段の定めをすることができることとする規定を新たに整備するため、条例の一部を改正いたしたく提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、議案書のほうをよろしく願います。

議案第14号

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出する。

令和2年3月25日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例案でございます。

職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第261号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「基き」を「基づき」に改める。

第2条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

次のページが新旧対照表となっております。

その次のページに町長が提案理由で申しあげましたように、職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の概要を載せさせていただいております。

改正の内容でございますが、会計年度任用職員のサービスの宣誓の方法について、任命権者または任命権者の定める上級の公務員の面前での宣誓書への署名によらず、別段の定めによるものとするものでございます。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

私もサービスについては勉強不足なんですけども、要は、従来は職員にサービスをちゃんと申し出よと。今回は任用職員ですね、それが加えられたということで理解してよろしいですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

令和2年4月1日から新たな制度となります会計年度任用職員、これまでは旧嘱託職員・臨時職員という方につきましても、私たちと同様に、地方公務員法の規定を受けるということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

任用職員も、すなわち一緒だということですね。

そこで、この第2ですけども、2条中ですが、任命権者はとなっておるんですけど、この任命権者とはどなたですか。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

はい、お答えさせていただきます。

任命権者につきましては、和束町長でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

よくわからないんですけど、服務ということは、公務員らしくするという事なんですね。最近、これは特定の名前はないんですけども、住民の人が相談に来られると。そうすると、当然それが当たった職員は、職員らしく丁寧に住民の方には説明をします。これは当然ですけども、最近聞きますと、そういうことがされてないために住民の人が非常に立腹されているということを聞いておるんですけども、そういうことは服務に関係あると思うんですけども、職員そのものも皆さん方もちゃんとした住民の声は素直に丁寧に説明を私にはしなくてはいないと思うんです。だけど、住民の人がどうしても理解ができなかった場合には、どうしたら理解をしてもらえるんだということもまず考えないかん。

最近では特に住民の人が来られて、よく怒られるということなんですけど、それはどうということが予想されます、総務課長。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、公務員のサービスの宣誓の関係でございますが、地方公務員法第32条から第38条に規定をされております。

ちょっとお時間をいただきますが、一つずつ説明をさせていただきます。

これにつきましては、私たち公務員全てでございますが、法令等及び上司の職務の命令に従う義務、そして信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等への禁止、営利休業への従事等の制限、この七つ項目がございます。

岡田議員のほうからありましたように、特に信用失墜行為の禁止というところで、やはり私たちは住民サービスをするのが一番だと考えております。当然、岡田議員がおっしゃるように、住民の方が窓口に来られて、相談に来られるんで、丁寧な対応をさせていただくというのが基本になっておりますので、その旨、再度、職員にも周知させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

今、職員の仕事のことなんですけども、今度逆にですね、任命者、町長もしくは副町長ですね。副町長も職員には当たりませんね、特別職ですから。だから、そういう場合も、例えば住民の方が来られて相談を受けたら、当然、副町長なり、町長は丁寧に住民の人の声を聞く。そして、説明すると。それが1回、2回、3回とこじれた場合に住民の人が感情になって怒られる場合もあるだろう。そこは町長、もしくは副町

長は丁寧に説明するべき必要が私はあると思うんです。

しかし、それを超えて場合については一体どうなるんだろうと、これを私は一応危惧しておるんです。それ以上超えた場合、説明が1回、2回、3回、何回説明してもだめだと、こういうことなんです。そうすると住民の人とトラブルが生じますね。もちろん職員の方もそうですけど、トラブルが生じたらどうするんや。そのトラブルをどう解決するのや。1回、2回でできても、何回も理解がしてもらえなかったらどうなる。町長、その辺、説明できませんか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えをさせていただきます。

先ほど丁寧な対応、当然、住民の皆さんでございまして、丁寧に真摯に対応させていただきなきゃならんというように思っております。今、言うたくさんのケースというのは場合によったら出てくるかもわかりません。いろいろとその内容によりますけども、先ほど総務課長からありますように、我々は第一義的には、住民の皆さんに理解をしてわかっていただくということにまずは努めていかなきゃならないと思っております。その度を越すという程度にもよるわけなんですけど、それはそれとしてのいろんな内容によって、その段階段階の対応というものはありますけども、今、一応、私どもは住民の皆さんに丁寧に対応に努めているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田議員。

○1番（岡田 勇君）

私が危惧しておるのは、つい最近なんですけども、南山城村で住民とトラブルがあったと。それで暴力事件みたいになってしめて、その方は警察に捕まったということが最近あったんですよ。そんなことは本当はなくさないかんですけどね、そこまで至

ったというのは、もちろん住民の方も過激にならばったことも一つでしょうし、また、説明側もきちっと丁寧に説明をすると。その説明が何回も何回もしてもだめだという
ような感じだったらしいと聞いておるんですけども、町長、今後、和東にいろんな住
民のトラブルがあると思うんですけども、どうも南山城村とかほかの市町村に聞きます
と、そういうトラブルのときには、例えば、弁護士とか、そういう専門家の人に来て
いただいて、法的な根拠に基づいてトラブルを解消しないといけないと思うんです
けども、町長、どうお考えですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、ご質問でお隣の南山城村のケースについて触れられました。和東町ではそうした
ケースは今の段階ではありません。南山城村のケースが起これば、多分、南山城村
も同じことだと思いますが、相楽郡の市町村、木津警察署関係で、いわゆるそういつ
た追放ですね、不当要求とか暴力行為とか、追放の協議会を結成させていただいてお
ります。そういうことで、そういうケースが起これば日ごろから連携をして対応する、
このようになっております。まず、南山城村はその方法をとられたと、このように理
解いたしております。

○議長（小西 啓君）

副町長、答弁。

○副町長（奥田 右君）

今、町長のほうから答弁がありましたように、反社会勢力、クレーマーとかいろん
なケースがあると思うんですけども、私もいろいろ経験した中では、まず、警察の
ほうももちろん必要ですし、うちは弁護士がおられますので、弁護士に相談した中で、
文書回答でいける場合もございますし、弁護士を代理に立てて対応させていただいた
ケースもございます。

町長が言われるように、これはケース・バイ・ケースがございますので、一概にそれだけで整理はしませんけれども、特に住民さんとのトラブルで多いのは、やはりハード事業とかいろいろやっていますので、行き違い、思い違い、あと、相手さんにきちっと伝わってなかった場合とか、そういった場合もございますので、そこは担当課長も入れてきちっと説明した中で、そういったトラブルは防いでできております。

町長が言われましたように、そういったクレーマーについては、ここら辺は警察の方のお力をかりなければなかなか整理できないところもございますので、ケース・バイ・ケースで対応させていただいております。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

今、反社会とかおっしゃっていました。その方はしょうがないですわね。国がそう反社会の人はだめだということになってますので、それはもちろん木津諸なり、そういうことをお願いしたらいいんですけど、一般住民の方が例えば来られたと。そのときのそういうトラブルが生じるということは説明側にも責任があるんじゃないかと。それが例えば何回も来られたと。1回で済ませれば何回も来られてないということは、すなわち説明側にも責任があるというぐあいを感じておるんですよ。ですから、私が危惧しているのは、今後そういうことが起こったら、結局、周りの人にも迷惑がかかりますし、住民の人にも迷惑がかかる。もちろん職員も対応する人以外にもかかります。こんなことを繰り返したかて何も成長はできません。

しかし、解決ができない場合は、専門家の弁護士さん、そういう方を手早く入れて、そして、住民の方に納得していただけるような解決方法を私は望むんです。それには職員も、もちろん町長も副町長もみずからちゃんとしたことをわかってもらわないと、ただ、それでいいやんかというようなことやなくて、公務ですから、営業妨害やないですけど、業務妨害になるんですね。暴言も吐く場合もあるんですよ。そういうこと

をここではこうやるんだということは職員の方も十分に認識をしてもらう。また、わからなかったら木津署からも来てもらって、こういう場合こういう場合でケースがありますので、そういうことを先頭に立って、管理職、それから、町長、副町長、これを勉強いうたら失礼になりますけども、そういうことをやってほしいと。そのことがすなわち住民の人を守ること、職員を守ること、全てにかかわってくると思うんですが、今後、席を素早く望みます。

町長、その点どうですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

先ほども答えさせていただきましたように、今もご質問がありますように、私たち組織としてそういった対応は非常に大事であります。不当要求とか、いろんな面の対応マニュアルというのもし示されているわけなんですけど、和東町としても、過去の職員研修で、先ほど言いました対策協議会のほうから来ていただいて研修を持ったことがあります。

今、岡田議員が言われますように、こういったことはやっぱりきちっと組織として対応するために大事なことだと。必要があればそういったいろんな研修も受けることも一つかと思えます。ご提案がありましたように、先ほど副町長も答弁させていただきましたが、顧問弁護士を抱えているものですから、そういった指導も仰ぎながら丁寧に対応していきたいと、このように思っておりますので、ご理解のほうをよろしく願います。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

今、町長がおっしゃったように、広域的に連携をとりながらやっていただきたいと思います。

ただ、我々議会も責任あるんですよ。議会もしっかりと勉強するといったら失礼ですけど、そういうことを認識して、もちろん職員と一体となってやっていけたら私はそれでいいと思うんです。

以上です。

○議長（小西 啓君）

議会も行政とともにやっていきたいと思っております。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

幾つか確認したいと思いますけども、先ほど地方公務員法の適用を任用職員について設けるということで、七つほど言われておりましたけども、その上ですね、先ほど秘密を保持するというか、守秘義務であるとか、そういったこともあると思うんですけども、いわゆる仕事上、これまでどうであったかとあるんですけども、今、パソコンとか使って仕事をするのが多くなっておりますので、その辺のデータ管理ですね、例えば、役場では時間がないので、家に持ち帰って自分のパソコンで仕事をしてUSBとかにコピーしてまた持って帰ってきてと、利便性でいえばそのほうが仕事はしやすいんですけども、ただ、個人情報等いろんな行政情報を持ち出していくということになりますので、そういったことへの徹底というのは今後どういうふうになりますでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、和東町のコンピュータの関係でございますが、先ほど出ましたUSBのメモ

リーにデータを入れるというのは、あくまで総務課の電算係しかできないようにさせていただいております。

まず、担当課長のほうから申請をいただきまして、私が承認をして、そして電算室の一定の機械、どのUSBの番号も全て出る内容で管理をさせていただいておりますので、私なりが承認をしない限り、持ち出しはございません。

例えば、自分あてのメールでその情報を流すということについても、セキュリティの中で監視をさせていただいておりますので、まず、基本的には、もしそういうことがあればすぐに私のほうにわかるという形になっております。また、削除されるというシステムを入れておりますので、一定、対策はできているというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

もちろん職種によりましては、データベースというか、そういったもので管理する場合がありますけども、いわゆる紙ベース等でいろいろ記入したりとかいうような部分も自宅へ持ち帰ってやるといったことができるような職種もあると思いますので、そこはそこでまた管理はされていると思いますけども、それも含めて徹底していただきたいと思います。

それと、あと、地方公務員としていろいろそういう義務もありますし、また、もちろん労働者としての権利というのも同時に尊重していかなくちゃいけないというふうに思うんですけども、それで、今回の会計年度任用職員の制度が4月から始まりますけども、以前、その中で、今回も任用職員に移行する職種として介護認定調査員の扱いというのを取り上げたことがあると思うんですね。

例えば、これまで介護認定調査員の処遇については、基本的には臨時職員等は時

給・月額で働いていただく、また、報酬で働いていただくということが基本だったと思いますが、介護認定調査員につきましては、これまでケースごとに1件幾らといった形で仕事をさせていただいていたと思うんですね。もちろんそれは時給換算であるとか、いろんなことを勘案した中で妥当と思われる額を設定していただいていたと思うんですけども、ただ、ケースというのは単純じゃなくて、それぞれの認定調査を行う対象の方の状態が違いますので、いろいろまとめるに時間がかかるとか困難なケースもあります。そうなりますと、同じ額で働いていても、それに係る時間が物すごく差が出てくるといようなケースもあったと思うんですけども、そういった場合は、いわゆる最低賃金等に換算した場合にそれを下回るといったケースもあったんじゃないかと思うんですけども、その辺は実際どうですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

ただいまの質問ですけども、私が認識している限りは、現行の中でやらせている分については、最低賃金が下回るようなことはなかったかとも思われます。

次年度の関係ですけども、従前からご質問等いただいていた件なんですけども、新年度につきましては時給換算でやらせていただくということで、今、岡本議員からありましたように、確かにお一人お一人ケースのほうが変わりますので、お一人にかかる調査時間なり記録のつけ方、またそれにかかる時間は個々に変わってくるかと思えますので、全てが同一時間内で終わるということは思っておりませんので、個々にかかる時間によって時給でお支払いさせていただくということで総務課と調整させていただき、また、京都府近隣市町村ともそこら辺のところ、現在の状況を確認させていただいた上で設定させていただいたところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○ 8 番（岡本正意君）

これはやはり最低賃金を下回るということはなかったというふうに言われますけども、でも、実際それが本当にこれまでずっとそうされてきて、実際、本当にそういうケースはないのかということやちゃんと調査されたのかどうかということも私はあると思うんですよね。もし、これは働く方が訴えれば労基法の違反にもなるというケースでもあると思うんですよね。いわゆるちゃんとした最低賃金を払ってもらってないというふうに労基法が入れば違反を疑われるということにもなりますから、そこは来年度からは時給換算でされるということになってますから、そこは今後はそういった疑惑というか、それはないと思いますけども、やはりこれまでがそういうおそれがあったんじゃないかということやちゃんと総括もしていただいて、ないようにしていただきたいというふうに思います。

その上で、今ちょっと話もありましたけども、今回、臨時職員や嘱託の方が任用職員になるということで、正職の方と同じ身分としても扱われるということですけども、ただ、それは制度が変わったからすぐそうなるのか、そういう自覚が生まれるのかということではないですし、先ほど言った義務についても、また権利についても自分がどういう職員として雇用されているのかということや研修するということも今後必要になってくると思うんです。その辺、先ほどもそういう話もありましたけども、そういった臨時職員や嘱託の方に地方公務員法に基づいた処遇についてはしっかり認識していただくという意味での今後のきめ細かい研修とかいった機会は今後必要になってくると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○ 議長（小西 啓君）

総務課長。

○ 総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

私も岡本議員と同感でございます。確かに制度が変わっても、これまでの臨時職員さんにつきましては、一定、守秘義務につきましては、当然、口が酸っぱくなるほどお話はさせてもらっていたんですけども、私たち公務員と同様に扱わなければならないと。特に、時間外で副業といいますかアルバイトの関係でございますが、当然、フルタイムの会計年度任用職員につきましては、基本的にはできない。しかしながら、パートタイムの会計年度任用職員につきましては、一定時間外、届け出をとという形になるんですけども、従事ができるということになりますので、ただ、そのあたりは地方公務員法の信用失墜行為の禁止という内容がございますので、当然、会計年度任用職員さん、新たになってもらった方を対象に、当然、研修の時間を設けて、制度、また休暇等の制度についても周知を図りたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

最後にしますけども、先ほどちょっと触れましたように、この間、例えば、数年前にも精華町であったりとか、また最近では笠置町のほうで補助金の関係で不正受給があったということで認定されて、議会でもかなり議論があったようでありますけども、先日の選挙におきましても、そういったことが大きな争点ということになったというふうに聞いておりますし、ある意味、公務員をめぐるの、関西電力のああいっただ話は大変極端な話といえそうですけども、ただ、やはりそういう意味ではいろんな利害関係が行政職にあるという、その中にこれまでの臨時職員の方も含まれてくると。そういった形でいろんな方がかかわってくるという意味では、そういった責任もそうですし、いろんな被害というのにも遭う危険性もあるということも含めまして、そういった正当な働く上での権利もちゃんとあるということも含めて、今回の制度を機にして、取り組みのほうはぜひ強めていただきたいと、これは強く要望して終わりたい

と思います。

○議長（小西 啓君）

ほかの方。

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

本町において職員の数と、それからバイトとか非職員の方の人数と、それを教えていただけますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

お答えさせていただきます。

この4月1日現在の予想でございますが、職員数につきましては82人、現在、会計年度任用職員で採用の内定をさせていただいているのが54人でございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

その中で、形態的にバイトとか嘱託の数が非常に顕著な形であらわれているのが保育園の職員の方だと思うんです。この補助は25名の方が、今、働いておられるわけなんですけれども、その中で職員の方は11名、嘱託が2名、バイトが12名と、こういう形態で働いておられます。優に5割以上6割近い非正規の方が小さい子供さんたちの命を預かってやっておられるということなんですけれども、このような形態に陥ってきたのは、どういう過程で、どのような形態が考えられてこのような形態になってきたのか、その辺について答弁いただけますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡田議員の質問からありました、これまでの保育園の職員の流れでございますが、まず、大きく影響しているのが少子化の課題でございます。当然、30年前につきましては、大体1学年60人ぐらい。それと、当時の保育園の入所の関係でございますが、1歳児から預かるという形になっておったんですけども、その当時は1歳児では預けられる家庭が少なかったということで、基本的には、20年ぐらい前は3、4、5歳児を中心に保育をさせていただきました。

しかしながら、少子化とともに、平成27年から和東町もゼロ歳児の保育を担うということで始まりました。この平成27年までの間に各1学年が30人に満たないという状況がございまして、一定、平成18年でございますが、和東保育園と東保育園を統合させていただきました。和東保育園の一つの保育園で、当時1歳児から5歳児までを保育するということで職員の数が急激にこの11人体制になったわけがございます。

しかしながら、平成27年に新たにゼロ歳児保育を実施するということで、職員の計画的な補充はさせていただいているんですけども、一定、退職等がございまして、現在に至っております。

なお、4月1日から、私たち職員と同様にフルタイムということで、同じ時間を働いて、一定、私たちと同じような処遇をするというフルタイムの職員ですね、今、現在2名募集しております、1名につきましては内定をさせてもらったんですが、もう1名につきましては、募集をしているんですけども、なかなか集まらないという状況でございますので、令和2年につきましては、一応、13人の職員体制でやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

フルタイムとパートタイムの差といいますのは、退職手当がつくとか、つかないとかいう一つの差があるわけなんですけども、いろいろと今、職員の方が八十数名おられるということでしたけども、平成の大合併とか、いろんな合併が起こりまして、それによって職員の数が各自治体とも非常に減ってきておると。私が思うんですけども、住民の命とか暮らしの権利を守るというのは自治体の業務の恒常的な専門性を要求される仕事だと感じておるわけなんですけども、こういった中で、常勤的な職員がそういった重要な任務を担うということは、これは従来から想定内の話だったのか、想定外だったのか、その辺のことについてはどのようにお考えになっておられますか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

確かに、和東町で一番多いときでございますが、約120人の職員が在籍をしておりました。国の三位一体の改革で、岡田議員がおっしゃるように、当然、行政についても経費を削減しないと、10年、20年の運営ができないというところで、和東町につきましても一番最小でいきますと80人以下まで職員が減ったという時代がございました。しかしながら、住民の方のニーズといいますか、やはり行政に求められる声は大きくなってきておりまして、当然その数ではいけないというところで計画的に人数の補充はしてきたところです。

令和2年度につきましても、当初予算で承認いただきましたように、一定そういう職員の採用については前向きに検討をしているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

いろいろな形の中で変化してきているわけなんですけども、やはり一番肝心なのは、地域の公務員としてやはり地域の生活、また、地域の皆様方の生活の安全を担保していくという一つの任務を負ってるわけですから、非正規の方が臨時的に雇用されて行われることによってサービスの任務が低下しないように、職員の方もそれをサポートしながら対応していただきたい、その辺が一つ懸念しているところでございます。

それと、もう一方、非正規で採用される方につきましては、1年の中で切られると。これでしたら1年になるんですけども、今まででしたら1年のうち9月に切って、何か月かあけてまた再雇用するというふうな一つの雇用をされる方にとっては非常に不利な形態が続いておったわけなんですけれども、こういったことが一つ改善されるような形で進んでいけば、非常に雇用される方も安心していろんな形の制度も受けられるということでございますので、退職手当とか社会保険の適用が受けられるような制度設定に移行するように今後望んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例を原案のとおり

り決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第14号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決いたしました

会議の途中ですが、ただいまから午前10時45分まで暫時休憩いたします。

休憩（午前10時27分～午前10時45分）

○議長（岡田 勇君）

暫時休憩を解き、会議を開きます。

日程第5、議案第15号 令和元年度和東町一般会計補正予算（第5号）、議案第16号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議案第17号 和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第18号 令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議案第19号 令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）、以上5件を一括議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第15号から議案第19号の提案理由を申し上げます。

議案第15号 令和元年度和東町一般会計補正予算（第5号）は、相楽東部広域連合負担金、路線バス運行維持補助金、また、門前橋整備事業やプレミアム商品券事業等に係る事業の完了・精査に伴う減額等において

議案第16号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、事業勘定における保険給付費等の精査に伴う減額等において

議案第17号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、消費税納付金、また、町道山口線拡幅改良工事に伴う水道管布設工事の精査に伴う減額等において

議案第18号 令和元年度和束町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、全室素・全リン自動測定器更新工事やマンホールポンプ監視計整備工事の完了に伴う減額等において

議案第19号 令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、保険事業勘定における居宅介護サービスや施設介護サービスなどの介護保険給付費、国・府支出金の決定等において、サービス事業勘定における臨時職員賃金の精査に伴う減額等において

それぞれ予算補正を必要といたしますので、提案させていただいた次第であります。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

それでは、私のほうから議案の説明を申し上げます。

議案書のほうをよろしく願いいたします。

議案第15号

令和元年度和束町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,230万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,690万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用する

ることができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 既定の債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年3月25日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚めくっていただきまして、第1表 歳入歳出予算補正になります。

まず、歳入でございますが、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1款町税、3億7,845万9,000円、△276万5,000円、3億7,569万4,000円。

11款地方交付税、15億5,472万8,000円、3,905万1,000円、15億9,377万9,000円。

15款国庫支出金、2億5,754万2,000円、△2,448万4,000円、2億3,305万8,000円。

16款府支出金、2億535万2,000円、△862万2,000円、1億9,673万円。

18款寄付金、29万6,000円、43万5,000円、73万1,000円。

19款繰入金、1億9,289万2,000円、△1億186万7,000円、9,102万5,000円。

20款繰越金、5,269万2,000円、7,315万2,000円、1億2,584万4,000円。

21款諸収入、7,471万1,000円、△1,040万円、6,431万1,000円。

22款町債、4億4,470万円、△5,680万円、3億8,790万円。

歳入合計、33億8,920万円、△9,230万円、32億9,690万円でございます。

続きまして、歳出でございます。

こちらのほうも、款、補正前の額、補正額、計の順に説明申し上げます。

1 款議会費、5,522万円、△11万円、5,511万円。

2 款総務費、6億2,669万3,000円、△1,206万2,000円、6億1,463万1,000円。

3 款民生費、6億9,690万5,000円、89万8,000円、6億9,780万3,000円。

4 款衛生費、5億1,623万円、△146万2,000円、5億1,476万8,000円。

5 款農林業費、1億8,568万3,000円、△1,948万9,000円、1億6,619万4,000円。

6 款商工費、1億7,189万9,000円、△2,967万円、1億4,222万9,000円。

7 款土木費、2億2,099万2,000円、△1,481万7,000円、2億617万5,000円。

8 款消防費、1億9,211万1,000円、△364万4,000円、1億8,846万7,000円。

9 款教育費、2億4,802万6,000円、△1,065万4,000円、2億3,737万2,000円。

めくっていただきまして、10 款災害復旧費、8,981万5,000円、△129万円、8,852万5,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

1 枚めくっていただきまして、第2表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順に説明申し上げます。

2 款総務費、1 項総務管理費、新総合計画策定事業、3 2 5 万 6 , 0 0 0 円。

同款、同項、地籍調査事業、3 5 0 万円。

3 款民生費、1 項社会福祉費、総合保健福祉施設整備事業、5 5 0 万円。

同款、同項、老人憩いの家屋根改修事業、3 4 7 万 2 , 0 0 0 円。

5 款農林業費、1 項農業費、(仮称)農産物直売所整備事業、1 , 8 9 0 万円。

6 款商工費、1 項商工費、湯船マウンテンバイクランド整備事業、1 , 3 2 0 万円。

7 款土木費、2 項道路橋りょう費、町道整備事業、1 , 5 0 0 万円。

同款、同項、門前橋整備事業、1 , 3 0 0 万円。

同款、同項、橋りょう長寿命化補修事業、2 , 8 9 5 万 8 , 0 0 0 円。

同款、同項、祝橋整備事業、5 4 0 万円。

同款、同項、石寺橋整備事業、5 1 0 万円。

1 0 款災害復旧費、1 項農林業施設災害復旧費、農業用施設災害復旧事業、8 0 0 万円。

同款、同項、農地災害復旧事業、2 0 0 万円。

同款、2 項公共土木施設災害復旧費、道路橋りょう災害復旧事業、3 , 5 0 9 万円。

以上でございます。

めくっていただきまして、次に、第 3 表 債務負担行為補正でございます。

1. 変更

事項、補正前(期間、限度額)、補正後(期間、限度額)の順に説明申し上げます。

新総合計画策定事業、平成 3 1 年度から平成 3 2 年度まで、4 6 4 万 2 , 0 0 0 円、令和元年度から令和 2 年度まで、4 1 3 万 6 , 0 0 0 円。

戸籍システムクラウド化事業、平成 3 1 年度から平成 3 6 年度まで、3 , 7 6 1 万 1 , 0 0 0 円、令和元年度から令和 6 年度まで、3 , 5 9 6 万 5 , 0 0 0 円。

めくっていただきまして、次に、第 4 表 地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前限度額、起債の方法、利率、償還の方法、補正後限度額、起債の方法、利率、償還の方法の順に説明申し上げます。

総合行政情報ネットワーク事業、1,800万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。ゼロ、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同様でございます。

次の事項からにつきましては、起債の方法、利率、償還の方法につきましては内容が同じことから、以下、補正前の限度額、補正後の限度額の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

体験交流センター改修事業（過疎対策）、740万円、600万円。

ガラスハウス移設・改修等事業（過疎対策）、4,080万円、3,160万円。

橋りょう長寿命化修繕計画策定事業（過疎対策）、320万円、130万円。

門前橋整備事業（過疎対策）、1,440万円、1,700万円。

道路拡幅改良事業（過疎対策）3,730万円、3,680万円。

道路舗装維持管理事業（過疎対策）、120万円、0円。

めくっていただきまして、小型ポンプ付積載軽自動車（緊急防災・減災事業）、600万円、540万円。

相楽東部広域連合小学校トイレ改修事業（過疎対策）、3,200万円、2,050万円。

相楽東部広域連合給食センター空調機器改修事業（過疎対策）、3,570万円、に930万円。

災害復旧事業、3,240万円、3,090万円。

臨時財政対策債、6,600万円、5,880万円、補正前の限度額計2億9440万円。

補正後の限度額、計2億3,760万円でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和元年度和束町一般会計補正予算（第5号）、No.15により説明をさせていただきます。

1ページから4ページまでは議案書と重複しますので、省略させていただきます、5ページ、6ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

なお、主なもののみの説明とさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額3,905万1,000円。

1節地方交付税で、そのうち普通交付税で3,905万1,000円計上させていただいております。

15款国庫支出金、2項国庫補助金、4目土木費国庫補助金、△1,131万円でございます。

これにつきましては、3節道路橋りょう費補助金ということで、社会資本整備総合交付金、道路部分の減額でございます。

同款、同項、8目商工費国庫補助金、△1,010万円でございます。

1節商工費補助金として1,010万円の減額。内訳といたしまして、地方創生推進交付金△750万円、プレミアム付商品券事務費補助金△260万円でございます。

16款府支出金、1項府負担金、1目民生費府負担金、補正額369万8,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、1節社会福祉費負担金ということで401万5,000円。主なものといたしまして、国保基盤安定負担金376万円5,000円の増額ござ

います。

7 ページ、8 ページをお願いいたします。

同款、同項、4 目農林業費府補助金、△529 万6,000 円。

1 節農業費補助金、同額で、主なものといたしまして、農業次世代人材投資資金 375 万円の減額でございます。

1 9 款繰入金、2 項基金繰入金、1 目財政調整基金繰入金、△1 億186 万7,000 円でございます。

これにつきましては、1 節財政調整基金繰入金の減ということでございます。

2 0 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、7,315 万2,000 円の増額でございます。

これにつきましては、1 節前年度繰越金で計上させていただいております。

9 ページ、10 ページをお願いいたします。

2 1 款諸収入、4 項雑入、1 目雑入、1,040 万円の減額でございます。

内容といたしまして、2 節雑入で同額で、内容といたしましては、プレミアム付商品券の販売料 1,040 万円の減額でございます。

2 2 款町債、1 項町債、1 目総務債、△1,940 万円でございます。

1 節総務管理債ということで、未来づくり資金（総合行政情報ネットワーク）1,800 万円の減額、過疎対策事業債（体験交流センター改修事業）140 万円の減額でございます。

同款、同項、4 目農林業債、△920 万円でございます。

1 節農業債といたしまして、過疎対策事業債（ガラスハウス移設・改修等事業）分で△920 万円でございます。

同款、同項、8 目教育債、△1,790 万円でございます。

1 節総務教育債で、内訳といたしまして過疎対策事業債（小学校トイレ改修事業）△1,150 万円、同じく、過疎対策事業債（給食センター空調機器改修事業）△6

40万円でございます。

同款、同項、10目臨時財政対策債、△720万円。

1節臨時財政対策債で同額でございます。

11ページ、12ページをお願いいたします。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても主なものの説明とさせていただきますので、よろしくお願いたします。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、△917万6,000円。

主なものといたしまして、7節賃金、臨時職員で225万8,000円の減額、13節委託料で△154万7,000円。電算関係の委託料でございます。

また、18節備品購入費で△630万円、これにつきましては、総合行政情報ネットワーク機器入札減に伴うもので、510万円の減額でございます。

同款、同項、2目の企画費、△483万5,000円。

主なものにつきましては、13節委託料△307万円。これにつきましては、新総合計画、新構想策定業務委託料、プロポーザルによる入札の減で297万円の減額、また、19節負担金補助及び交付金で200万円の減額。これにつきましては、わくわく地方創生実現移住支援金の分でございます。

同款、同項、4目活性化対策費、△150万3,000円。

主なものといたしまして、13節委託料△141万2,000円。体験交流センター改修工事設計業務委託料の部分でございます。

同款、同項、12目交通対策費、244万5,000円の補正額でございます。

内訳といたしまして、19節負担金補助及び交付金で奈良交通補助金の確定に伴うもので、路線バス運行維持補助金を計上させていただいております。

同款、同項、13目諸費、445万円の増額でございます。

23節償還金利子及び割引料で国・府返還金ということで、障害者自立支援給付費、

子ども・子育て支援交付金の分でございます。

次に、13ページ、14ページをお願いいたします。

2款総務費、4項選挙費、51目町議会議員選挙費で△327万4,000円でございます。

これにつきましては、昨年4月、選挙を行う予定で予算を計上させていただいておりましたが、無投票となったため、賃金等を減額させていただいております。

15ページ、16ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、582万3,000円の増額でございます。

これにつきましては主なものが28節繰出金502万1,000円の増額。国保基盤安定等繰出金でございます。

同款、同項、3目老人福祉費、△251万4,000円。

これにつきましても、28節繰出金で236万2,000円の減額。主なものといまして、介護保険事業勘定繰出金が76万8,000円の増、介護保険サービス勘定繰出金が313万円の減額でございます。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、△241万1,000円でございます。

主なものにつきましては、20節扶助費△184万円ということで、児童手当分でございます。

17ページ、18ページをお願いいたします。

4款衛生費、2項清掃費、2目し尿処理費、△303万8,000円。

内容といまして、19節負担金補助及び交付金で合併処理浄化槽設置整備事業補助金で△303万8,000円でございます。

5款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費で△212万円でございます。

主なものいまして、13節委託料。内訳といまして、農地地図情報システ

ムプログラム設定委託料で212万円の減額でございます。

同款、同項、3目農業振興費で△569万4,000円でございます。

19節負担金補助及び交付金で、主な内訳といたしまして環境保全型農業直接支払交付金△107万6,000円、農業次世代人材投資資金給付事業負担金で△375万円でございます。

同款、同項、6目農業施設管理費、△1,108万7,000円。

主なものといたしまして、13節委託料で測量設計業務委託料で172万9,000円の減額、15節工事請負費、ガラスハウス移設・改修、舗装改良工事750万円の減額、18節庁用備品ということで185万8,000円の減額を計上させていただいております。

6款商工費、1項商工費、1目商工振興費で△2,800万円。

19節負担金補助及び交付金ということで、プレミアム商品券の補助金△1,300万円。

めくっていただきまして、お茶の駅構想プロジェクト雇用促進助成金△400万円、お茶の駅構想プロジェクト交流拠点設備助成金△700万円が主なものでございます。

7款土木費、2項道路橋りょう費、2目道路維持費で△300万円でございます。

主なものにつきましては、13節委託料で測量設計業務委託料300万円の減額でございます。

同款、同項、3目道路新設改良費、△1,105万4,000円。

主なものにつきましては、15節工事請負費1,000万円の減額で計上させていただいております。

21ページ、22ページをお願いいたします。

8款消防費、1項消防費、5目災害対策費、△359万8,000円でございます。

主なものにつきましては、19節負担金補助及び交付金で木造住宅耐震改修事業補助金で△315万円が主なものでございます。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、△1,065 万 4,000 円。

内容につきましては、19 節負担金補助及び交付金ということで、相楽東部広域連合負担金 1,065 万 4,000 円の減額を計上させていただいております。

なお、特別会計につきましては、それぞれの担当課長から説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

おはようございます。

それでは、私のほうから議案第 16 号につきましてご説明申し上げます。

議案書のほうをよろしくお願いたします。

議案第 16 号

令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,000 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 5,936 万 2,000 円とする。

2 事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 2 年 3 月 25 日提出

和東町長 堀 忠雄

めくっていただきまして、第 1 表 歳入歳出予算補正でございます。

まず、歳入から申し上げます。

款、補正前の額、補正額、計の順に申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 億4,111 万7,000 円、△502 万1,000 円、1 億3,609 万6,000 円。

4 款府支出金、5 億667 万1,000 円、△3,000 万円、4 億7,667 万1,000 円。

6 款繰入金、4,046 万8,000 円、502 万1,000 円、4,548 万9,000 円。

歳入合計でございます。補正前の額6 億8,936 万2,000 円、補正額△3,000 万円、計6 億5,936 万2,000 円。

めくっていただきまして、歳出でございます。

2 款保険給付費、補正前の額が4 億8,485 万6,000 円、補正額△3,000 万円、計4 億5,485 万6,000 円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、資料No.16、予算に関する説明書によりご説明申し上げます。

なお、1 ページから4 ページの総括は重複しますので省略させていただきます。

5 ページ、6 ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、補正額△500 万5,000 円。

内訳といたしまして、2 節後期高齢者支援金分現年課税分で△315 万6,000 円、3 節介護納付金現年課税分で△184 万9,000 円でございます。

4 款府支出金、2 項府補助金、1 目保険給付費等交付金で△3,000 万円。

1 節普通交付金の減額でございます。

6 款繰入金、2 項一般会計繰入金、1 目保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）でございます。補正額が502 万1,000 円でございます。

1 節 保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）で 5 0 2 万 1 , 0 0 0 円でございます。
めくっていただきまして、歳出でございます。

2 款 保険給付費、1 項 療養諸費、1 目 一般被保険者療養給付費、補正額が △ 2 , 0
0 0 万円。

1 9 節 負担金補助及び交付金の減額でございます。

同款、2 項 高額療養費、1 目 一般被保険者高額療養費で 1 , 0 0 0 万円の減額補正
でございます。

1 9 節 負担金補助及び交付金の減額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから議案第 1 7 号、第 1 8 号についてご説明させていただきます。
す。

議案書をお開きください。

議案第 1 7 号

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度和束町簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところに
よる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 0 0 万円を追加し、歳
入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 5 , 8 5 9 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入
歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和2年3月25日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

第1表でございます。

まず、歳入でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順でご説明させていただきます。

2款分担金及び負担金、補正前の額721万2,000円、△50万円、671万2,000円。

6款繰越金、786万7,000円、250万円、1,036万7,000円。

歳入合計、3億5,659万円、200万円、3億5,859万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

これも同様、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

1款総務費、5,243万円、250万円、5,493万円。

2款施設費、2億1,096万3,000円、50万円、2億1,046万3,000円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、第2表 繰越明許費でございます。

款、項、事業名、金額の順でご説明させていただきます。

2款施設費、1項施設費、統合簡易水道整備事業、2億446万3,000円でございます。

それでは、予算に関する説明書No.17をお開きください。

これも同様、総括については省略させていただきます、5ページでございます。

まず、歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。

2 款分担金及び負担金、1 項分担金、1 目施設分担金、5 0 万円の減額でございます。これは山口線の工事に関する減額分でございます。

6 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、これは前年度繰越金 2 5 0 万円、純繰越金より歳入としております。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

歳出につきまして、1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費でございます。消費税の関係で 2 5 0 万円増額となっております。

2 款施設費、1 項施設費、1 目施設費、1 5 節工事請負費、山口線の関係の分担金の減額でございます。歳入と同額でございます。

以上、簡易水道事業特別会計予算でございます。

続きまして、議案第 1 8 号、議案書をお開きください。

議案第 1 8 号

令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算(第 4 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 3 0 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 6 , 3 6 6 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 既定の地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

（繰越明許費）

第 3 条 地方自治法第 2 1 3 条第 1 項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 3 表 繰越明許費」による。

令和2年3月25日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

これも簡水同様、款、補正前の額、補正額、計でご説明させていただきます。

第1表 歳入でございます。

1款分担金及び負担金、110万円、△100万円、10万円。

5款繰入金、1億4,972万3,000円、△10万円、1億4,962万3,000円。

8款町債、7,240万円、△420万、6,820万円。

歳入合計でございます。2億6,896万円、△530万円、2億6,366万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

2款管理費、8,110万円、△530万円、7,580万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

おめくりいただきまして、地方債補正でございます。

1. 変更

起債の目的、補正前（限度額、起債の方法、利率、償還の方法）、補正後（限度額、起債の方法、利率、償還の方法）でご説明させていただきます。

下水道事業（特定環境保全公共下水道事業債）、2,890万円、証書借入又は証券発行、年5%以内（ただし、利率見直し方法で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。合計につきましては、2,890万円でございます。

補正後でございます。2,470万円、起債の方法、利率、償還の方法につきまし

ては、補正前と同様でございます。合計2,470万円でございます。

おめくりいただきまして、第3表 繰越金明許費。

款、項、事業名、金額でご説明させていただきます。

2款管理費、1項施設管理費、マンホールポンプ設置事業、935万円。

それでは、資料No.18をお開きください。

こちらも総括については省略させていただきます。

5ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

1款分担金及び負担金、1項分担金、1目下水道分担金でございます。△100万円。これにつきましては、公共汚水ます等設置分担金でございます。令和元年度につきましてはありませんでしたので、100万円落としております。

5款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金でございます。△10万円。

8款町債、1項町債、1目下水道事業債でございます。△420万円。特定環境保全公共下水道事業債の420万円の減額でございます。

歳出でございます。

2款管理費、1項施設管理費、1目処理場管理費の△204万円でございます。これにつきましては、工事請負費の減額でございます。全リン・全窒素の機器の整備関係の入札の減額分でございます。

あわせまして、同款、同項、2目管渠管理費でございます。△326万円でございます。これにつきましては、15節工事請負費、これはマンホールポンプのネットワークを構築した関係の分の減額でございます。

よろしく願いいたします。失礼しました。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

それでは、私からは、議案第19号の説明をさせていただきます。

議案第19号

令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ680万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,200万円とし、介護サービス事業勘定の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ343万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ630万円とする。

2 保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月25日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりいただきまして、第1表 歳入歳出予算補正でございます。

款、補正前の額、補正額、計の順番に説明させていただきます。

1款保険料、1億2,280万8,000円、△29万8,000円、1億2,251万円。

3款国庫支出金、1億5,401万円5,000円、632万5,000円、1億6,034万円。

4款支払基金交付金、1億7,136万2,000円、△4万4,000円、1億7,131万8,000円。

5款府支出金、9,505万9,000円、4万9,000円、9,555万8,000円。

7款繰入金、9,319万8,000円、76万8,000円、9,396万6,000

0円。

歳入合計、6億4,520万円、680万円、6億5,200万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらも同様に、款、補正前の額、補正額、計の順に説明させていただきます。

1款総務費、861万7,000円、50万円、911万7,000円。

2款保険給付費、5億9,915万3,000円、685万円、6億600万3,000円。

4款地域支援事業費、3,298万7,000円、△55万円、3,243万7,000円。

歳出合計は、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和元年度和束町介護保険特別会計補正予算（第4号）（保険事業勘定）、資料No.19をよろしくお願いたします。

1ページから4ページまでは総括でございますので省略させていただきます、5ページをよろしくお願いたします。

歳入でございます。主なもののみ説明させていただきます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金、補正額547万4,000円。

内容といたしましては、現年度分の給付費の負担金でございます。

おめくりいただきまして、7ページ、8ページをお願いします。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、6目低所得者保険料軽減事業繰入金、△44万1,000円でございます。

これにつきましては、低所得者の保険料軽減事業に係る繰り入れでございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。こちらにつきましても主なもののみ説明させていただきます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費、補正額

150万円。

これにつきましては、19節負担金補助及び交付金で150万円でございます。

同款、同項、5目施設介護サービス給付費、補正額530万円。

これにつきましても、19節負担金補助及び交付金で530万円の増額の補正でございます。

続きまして、議案書のほうにお戻りいただきまして、先ほどの続き、サービス事業勘定のほうでよろしくお願いいたします。

第1表 歳入歳出補正予算の歳入でございます。

1款サービス収入、335万4,000円、△30万円、305万4,000円。

2款繰入金、615万1,000円、△313万円、302万1,000円。

歳入合計、973万円、△343万円、630万円。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、846万円、△343万円、503万円。

歳出合計につきましては、歳入合計と同額でございます。

続きまして、予算に関する説明書、令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）（サービス事業勘定）、資料No.19をお願いいたします。

こちらにつきましても、1ページから4ページまでは総括でございますので省略させていただきます。5ページのほうをよろしくお願いいたします。

歳入でございます。

1款サービス収入、1項予防給付費収入、1目居宅支援サービス計画費収入、△30万円でございます。

これにつきましては、1節居宅支援サービス計画費収入で30万円の減額でございます。

2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、△313万円でございます。

これにつきましては、1節一般会計繰入金ということで、主には人件費に当たる部分でございます。

おめくりいただきまして、歳出でございます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、△343万円でございます。

これにつきましては、主なものといたしまして、今、説明いたしましたが、7節賃金で△280万円、臨時職員の賃金となっております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後1時30分まで休憩いたします。

休憩（午前11時38分～午後1時30分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それでは、一般会計にかかわりまして、いわゆる新型コロナウイルス感染の問題でありますけども、今回の補正では特別そのことについて補正をしているようなことはないと思うんですけど、もし、今回の補正の中でその関連があれば教えていただきたいというのと、それと今回、国のほうもいろいろと大きな予算をとということで、今、議論がされておりますけども、ただ、新年度予算には新型コロナウイルス対策という意味での予算というのは計上されていなくて、いわゆる補正であるとか予備費で対応するというのが国の今の姿勢なんですけども、ご存じのように、オリンピック・パラリンピックも延期になるという状況の中で、今後どのような状況になるかもまだめどが立たない中で、町としても独自に予算を措置して対策を打たなければならない事態

もあると思うんですけども、今後、その辺の町としての予算のそういった対策について、予備費の対応も含めて考えておられるのか、その辺も含めて答弁をいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

岡本議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、今回の3月補正でございますが、やはり本日、3月25日に予算を審議されるということでございますので、この予算を積み上げたときには計上しておりません。

前回の予算委員会でもご説明しましたように、ただ、各課では消耗品費等若干の留保財源がございますので、消毒液、マスク等につきましては、それを活用しながら購入したいと。

あと、また、発熱の関係で調べる機械ですね、これにつきましては2月の末に既に注文をしておりますが、やはりなかなか入ってこない状況でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

新年度予算、確かに、万が一のことがありましたら、当然、予備費の活用もそうですけども、臨時議会等をお願いして予算の審議をお願いする場合もございますので、そのときにはよろしくお願ひしたいというふうに考えております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

それをしていく上でも、ぜひ、町長に伺っておきたいんですけども、いろいろと生活上もそうですし、また、いろんな営業上もそうですし、また、この点によってこの間の観光関連のいろんな事業についても中止や、またキャンセル等も出てきているということもある中で、こういうときにどういう予算を計上すれば効果的に対応できる

のかということだと思っうんですね。そういう点では各いろんなところの今の状況であるとか影響について、町としてもぜひ聞き取りなどをやっていただいて、それにふさわしい値ができるような情報収集に努めていただきたいと思っうんですけども、その辺、町長いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

基本的なところで、先ほどの方法というのは、今とっている方法は総務課長から答弁がありましたように、今現在、一番中心に進めておりますのは、住民にかからない不要不急の外出をお願いし、そして各課にどういようになっているか、それぞれ所管している中で動きを把握していると。それに対してとれる予算については先ほど答弁させていただきました、そういう中ですから、今後ですね、今、質問がありましたように、経済対策、いろんな対策というのが国のほうでも補正等で対応していかれると思います。まず、それを見定めながら受け皿をつくっていくということで、まず、そちらの方向の大きな対策については、国・府の動きを見ながら対応していくということであります。

しかしながら、和東町でもし不測の状態が起こるといことになれば、協議をしながらそういった対応もしていかなきゃならない。それは先ほど言いましたように、臨時議会もお願いしながら対応すると、このいこと、大きな質問については、今後、国・府の動きも見ながら進めてまいりたいと、このいように思っっておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そういった大きな枠の予算等も今後の中で取り入れていく上でも、ぜひ、さまざまな現場のほうでのいろんな状況について実態把握のほうはお願いしたいと思います。

次に福祉課長にお聞きしたいんですけども、この間、いわゆる保育園のほうでは、学校が休校になる中でも親御さんの就労もある中でずっと開いていただいているとされていると思うんですけども、この間の感染症対策というのはこれまで以上に気を使っているとは思っているとは思いますが、その辺どのような状況で対応しているか説明いただきたいのと、また、今後、年度末には卒園式、また年度初めには入園式と予定されていると思うんですけども、その辺はどのような対応を考慮されているのかお伺いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

現在、保育園でとっている対策ですが、これまでも申し上げましたように、手の消毒、また保育園の各部屋の換気はこまめに行うような形をとっております。

また、給食等の時間につきましては、園児等の間隔をあけて、極力、濃厚接触、近くでということがないような形を配慮した中で保育させていただいているところでございます。

また、登園の際には、保護者の方に聞き取りで園児また家族の方に発熱等体調不良の方はいないのかということも確認させていただいた上で保育園の運営のほうを現在させていただいているところでございます。

それと、今、ご質問がありました今年度の卒園式、また新年度の入園式の関係でございしますが、これにつきましても、世間一般と同じように、極力短時間で小規模な形でやろうということで協議いたしまして、来賓等につきましても最小限、また祝辞等もご遠慮いただきまして、紹介のみさせていただくという形で、極力短い形でさせて

いただくと。

また、保護者の方につきましても、1園児につき2名以内でのご参加をお願いしているところがございます。これにつきましては入園式も同様の形をとらせていただくということで、保護者の方にもご理解いただいているところがございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いわゆる卒園式、入園式につきましては、この間、学校のほうの卒業式や、また入学式等の対応も出ておりますけども、特に卒業式については各地のほうで、木津川市なども含めてかなり行政のほうと保護者ほうとの関係で十分意思疎通ができない中で、いろいろと問題もあったというふうに聞いておりますし、保育園におきましても、今後の入学式等も含めまして、そこはぜひ保護者等のご意見も聞いていただきながら、皆さんが納得できる形でぜひ対応していただきたいというふうに要望しておきたいと思えます。

それと、教育費の分担金の関係ですけども、今の関連で、学校のほうはご存じのように、先日、文科省のほうから、学校再開に向けたチェックリストというのが公表されてまして、一定、こういう対策をとっていただく中で今の休校措置を解除するというか、そういったことが文科省のほうも言われております。それをやる際にはいろいろと単に手洗い敢行とかいうだけじゃなくて、具体的にいろんな対策も打たなければならないという状況もあるんですけども、連合のことでもありますので、町長に一つだけ確認したいんですけども、今後の学校のほうの再開ですね、そういったことの方角性が今どのように話し合われているか、また、それをやる上での機能、公表されたチェックリストに基づく対応というのは可能なのか、その辺の状況というのはどのような感じですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

逐次、校長会とか必要に応じて会議を開き、連合のほうで進めていただいております。そういったこと、特に報告とかいろいろ受けているわけでありまして。

今は普通に登校というのもあるんですけども、普通に終了式もあり、そして学校の開放も、クラブ活動とか一部そういう形にもしております。

そういう状況で、今度の入学式といいますのも、通常の入学式を持たせていただくわけなんですけど、これは卒業式と同じく縮小型で開催をさせていただきたい。当面、そういう形で進めておまして、当面、今のところは新しくこうした規制ということとはとらず、休みに入るものは入ったりとか、そして終業式を迎えていると、こういうことです。学校も一部開放をしておりますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

また、教育委員会にも確認はしていきたいと思っておりますけども、かなり具体的なチェック留意点というのでも示されておりますので、ぜひ、またその辺も協議いただきながら、それをする際の必要な予算措置であるとか、対応が必要であればぜひそこはさせていただきたいと思っておりますので、要望しておきたいと思っております。

次に、12ページの路線バス運行維持補助金の関係で、今回244万5,000円の増額補正となっておりますけども、このあたりのもともとからかなり大きな予算で今年度来ていると思うんですけども、さらに250万円ほどの増額という状況になっておりますので、その辺の状況について説明いただきたいのと、また、3月のダイヤ改正が、一定、ダイヤが組まれているわけですけども、変更点もあったと思っておりますので、その辺の説明とそういったダイヤにする上での来年度の狙いですね、利用促進し

ていく上での狙いもあったと思いますので、その辺についても説明をお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、和東木津線の収支状況の関係でございますが、平成30年度、昨年度につきましては運行回数のほうは変わっておりません。しかしながら、燃料費の増加により約250万円のお金でございますが、相当経費がかさんできたということで、奈良交通のほうから説明を受けております。

なお、この内容につきましては、当然、国の補助金の交付の関係がございますので、京都府を交えての最終的な実績報告を打たれて、この金額になったということでご理解をお願いしたいと思います。

それと、4月のダイヤ改正についてでございますが、一番懸案となっておりましたのが、岡本議員から以前にも説明していただいたように、やはり高校生の利用が一番多い18時台のバスが現在のところないということでございました。今回、それを受けまして奈良交通と協議いたしまして、一定、最終便につきましては廃止という形になりましたが、その運行の中で6時20分のバスが確保できたということで、18時台、高校生が一番利用しやすい時間帯に1便、小杉行きに変更をさせてもらっております。

それと、もう1便なんですけども、朝の2便目になるんですけども、本来、南陽等に通学していただく形で予定をしておったんですが、加茂駅での連絡が悪いというところで、少し時間を早めさせていただいております。実際、4月、10月と総務課の職員で調査をいたしましたら、本来多いはずのバスの利用が少ないということでございますので、7時23分初のJRにあわせたダイヤ変更をしたところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

夕方の便について改善をいただいたということは、今後、それが本当に利用されるということが大事だと思うんですけども、そこは努力いただいて、感謝したいというふうに思いますけども、やはり今後ともバスの利用というのは大変厳しい状況にもあるというふうに思いますので、この間、議会のほうからもいろいろと昨年の視察も受けましてご意見なども出ているとは思いますが、ぜひ、できる限りの利用促進について今後も検討いただきたいと思うんですが、1点、前にも出てました高齢者の方の特に免許返納対策という点で、以前、それに対する一環として、奈良交通のバスのゴールドカードを購入する際の支援というのも検討課題ということで話をされていたと思うんですけども、奈良交通をいろいろ調べてみると、これは奈良県だけの話なんですけども、免許を返納された方に1年分のカードを贈呈するというような対応をされているというふうにホームページにも載っていたんですけども、もちろん1年で十分なんかということもあるんですけども、やはり一定、年間それなりに負担もかかっておりますので、町としても今後具体的に奈良交通のバスの利用促進との絡みもありますけども、そういった支援というのは考えておられないのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

岡本議員がおっしゃるように、奈良交通のほうに私も確認をさせていただきました。奈良県独自の取り組みなんですけども、やはりこの財源については全て奈良県の負担

で1年間に限りということでは予算が組まれているということで聞いております。

実際、ゴールドクラブ定期につきましては、昨年度に料金の見直しをされまして、これまで1回100円で乗れたものが子供の運賃に変わったということで、利用の内容でいいましたら相当値上がりになったのかなど。しかしながら、半年間の定期相当額ということで、定期券を購入してもらおうということなんで、一定、利用促進等には効果があるのかなというふうに考えているところでございます。

しかしながら、65歳以上、また免許返納者に限ってという形で和束町で予算を組ませてもらうとなりますと、財政的にも一定の金額を見なければならぬので、検討事項として、現在、総務課でさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

バスを利用するという意味で一番大きな壁になっているのが、一つが利便性の問題と、それから負担の問題というのがはっきりしていると思うんですね。やはり高齢者の方は免許を返納した後、バスが利用できればしたいという意向は持っておられるという中で、利便性の確保はそれはそれで必要なんですけども、負担のほうについては一定思い切った支援をしていかなければなかなか乗る動機にならないと思いますので、そこは政策という部分でぜひ判断いただいて、そういった対応についてお願いしたいと思うんですけども、町長さん、いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

この件についてはですね、これはやはり路線バスの維持をしていく。そのために利用させていただいて、住民の足となれるような形の確保というのが大事。その確保が、

今、言われたように、利用料を下げても多くの人に乘ってもらえるのかということ、この辺の関連性を見定めながら進めていくことが大事かなと。

一時、一律でしたときであったんですが、それは影響が何もなかったことがありますので、もっと根本的なところがあるのかなと。そういった面で今が一番正しいじゃないに、先ほど課長もいろいろと答弁ありますように、何が住民の足となって、いつまでも続けられるような路線の確保につながる施策になるか、そして、利用増進も大事な要素ですので、そういうところに今後努めていきたいと。今後もそういう中でいろいろと検討していくことは大事だと思っておりますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

私のほうから2点ほどご質問させていただきたいと思うんですが、先日の議会の中でもプラごみのごみ袋の問題でいろいろとお聞かせいただいたんですが、3月のれんけいの中にこういうチラシが入っていたんですね。7ページ、8ページのところでその他プラ専用袋とか説明があるんですが、これはある地域の区の役員をされておられるような方なんです。そういう方のところに、今後どういうことでこのごみ袋が変更になったのか、また、購入に行ってもまだ販売してないと。聞きますと、きのうから販売されているということなんですが、そういったところの広報の問題だと思うんですが、これまでこのれんけい以外に、そういう住民に対する周知というのはどのようにされたのかまず教えていただけますか、このごみ袋の変更について。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

ごみ袋、要は販売の部分につきましては本町なんですけども、そういったごみの体制部分につきましては東部連合のほうのセンターのほうでお願いしておりますので、れんけい11月号でしたか、そのあたりから順次載せてはおるんですが、町としてはきのうですか、防災行政無線でその他プラについては専用袋が必要ですよというような形ですということ聞いております。町としてはそのような形でお願いするということ形でやらせていただいております。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

防災行政無線のほうで流していただいたのかもわかりませんが、皆さん必ずそれを聞いておられるということでもございませんし、実際、れんけいのほうでこういう格好に入れていただいているわけですけれども、それでもやはりそういった問い合わせがあるというのは事実ですし、ホームページを確認させてもらいまして、お知らせのところで一切そういったような案内がないように思うんです。連合の事業だということですから、取り組みとしては連合かも知れませんが、本町の住民の方の方にどう周知をしていくのは本町の責任だと思うんですよね。ですから、あらゆる形をもって詳しくわかっていただけるように周知していく必要がある。

本来は袋を変えるだけじゃなくて、分別をきちんとしていただくというのが目的だと思うんですね。やはり本来の目的のためにはそういったところもしっかりと理解をしていただけるような周知方法というのにも必要だと思うんです。ですから、これはなかなか難しいかも知れませんが、できればホームページ上で動画を流すとか、一部のプラという表示があったとしても、そこには物によっては細かくそこに書いてますよね、これはプラごみとか。一部金属がまざっているとか、ガラスが入っているとか、部分的にはプラごみで捨てられないものがあるものもありますよね。となつてく

ると、そこはプラという表示があるけども、横の詳細なところは見て判断していただかないといけないわけですから、そういったことがこれだけではわからないですよ。ですから、特に高齢者の方は文字で書いてるよりも絵で見ていただくというような工夫というのも大事だと思うんです。ですから、ホームページとかも活用しながらわかりやすくする必要はあるのかな。

光ボックスの和東町チャンネルも見てみたんですが、町からのお知らせというところはありますが、かなり古いお知らせが載ってる。余り更新されてないのかなと思うんです。そういう古い情報しか入ってなかったら、なかなか光ボックスも見ようとも思わないですよ。そこもホームページと同じように更新をしていって、いろんな媒体を通じてわかりやすくしていただくという必要があるかと思います。

ですから、これもそうなんですが、いつからごみ袋が販売されているのかというのもわかりませんでしたし、そういう関係のお店に行って聞かせていただいて24日から入るんですって言われたんですけど、住民の方には情報としたらこれしかないと思うんですよ。ですから、今後の取り組みとしても住民の方にわかりやすく広報というのが必要のかなと思いますから、今後ホームページも次年度改修されていくわけですから、よりわかりやすい広報のあり方というのを検討いただきたいと思います。総務課長、どうですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

高山議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、光ボックスの活用でございますが、これにつきましても各課に情報を提供してほしいというお話はしております。確かに、住民の方に対して身近な問題でございますので、当然、現課と協議しながら、一定この部分については光ボックスで映像でわかるような形で対応させていただきたいと考えております。

ホームページにつきましても、各課から上げていただいて更新をするという内容でございしますが、確かに今のホームページの容量等がありまして、なかなか直接動画が載せられることはできないんですが、確かに、写真等で張りつけるなどして、絵でわかるような形で現課のほうと相談をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

先ほどの分別方法の話なってますけども、これにつきましては、プラスチックの袋に係る部分の一般質問でご審議がございましたけど、その後につきましては、東部連合のほうに申し入れまして、分別の仕方という冊子、1軒1軒あるんですけど、もう一回書きかえる必要がございますので、また、こういった意見も出ているということでお伝えさせていただきまして、丁寧に分別できる方法をお知らせするというのを考えてほしいということで担当課長にも申し入れております。そこら辺、なかなか今までできておらないところですので、十分わかるようにということでお話しさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

ぜひ、よろしく願いしたいと思います。

連合の取り組みであったとしても、先ほど申しましたように、住民は本町の住民の方ですから、どう住民の方に周知していくかという責任は本町の責任だと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

次にですね、予算に関する説明書No.15の20ページなんですが、先日もお伺いした部分ではあるんですが、お茶の駅構想プロジェクトの関係なんですが、交流拠

点設置助成金として700万円の減額ということになっているんですが、想定されておられた交流拠点設備というのはどのようなものか教えていただけますかね。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

過日の当初予算のところでもお話が出てましたけども、今、経済牽引事業ということで着手されるというところで、店舗を設けるというような形がございまして、それに対する地方創生交付金ですね、推進交付金を充てて、ハードではなく、備品であったり、そういったものを整備するとか、それから人を雇用する場合ですね、その何月分かの人件費を見るとかいうような形で製造計画をさせていただいております。

これにつきましては5点ほど補助金費目がございまして、高山議員につきましてはなっただく以前のところだと思うんですけど、全体会議の中でその要綱をお示しさせていただきまして、皆様方にはご説明させていただいたところでございます。ということで、開設する、また新規に雇用する、そういった部分についての援助、国が出せないところを町が何とか保護していくというような形で予算化させていただいたものでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

お茶の駅構想の、現在、企業といいますか、そういう取り組みをされようとしているところというのはあるんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

先般の当初予算のところで岡本議員からご質問をいただきまして、会社はあるんですかというような内容でいただいたかと思うんですけど、1社、一般社団法人WAZUKAというものが昨年2月、法人化されております。当初でしたら初めから動くはずだったんですけども、昨年2月でしたか、会社が設立されて、全体的になかなか進んでないんですけども、今その方向で計画で前向きに進まれているということで、よろしく申し上げます。

○議長（小西 啓君）

高山議員。

○2番（高山豊彦君）

そういう形で1社これから牽引事業としてやっていただくということですけども、もう少し大きくそういった事業に参加していただけるように本町としてもしっかりとリードしていただいて、より多くの方がそういう事業に参加していただく。それで、本町の活性化につなげていくということが必要だと思いますので、今後につきましてもそういった努力をお願いしたいというふうに思います。

以上、終わります。

○議長（小西 啓君）

ほかの議員の方ありますか。

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでは、私、1点だけお聞きしたいんですが、細井課長、一般会計の6ページ、町税の部分で滞納繰越分減額の33万3,000円ということになっておりますのが、この説明をお願いしたいんですが、

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

滞納繰越分ということで33万3,000円の減額で出ております。これにつきましては、滞納分ということで確定はしておるんですが、過去に逆上っての所得更正等で減額になった分でございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

最後のほうがりし切れトンボみたいな感じで聞き取れなかったんですけど、今、やはりこういう税金関係は期限を過ぎたら、すぐ税機構のほうに滞納分が送られると思います。だから、和東町に滞納というものは存在するんですか。その辺がわからないんですけども。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

お答えいたします。

まず、先ほどしり切れとんぼということで、滞納繰越分ということで過年度分の税金でございますけれども、過去3年とか5年に逆上って所得の更正が行われて、それで住民税額が減額になる場合もございます。それで減額された分ということで、よろしく願いいたします。

あと、税機構に移管ということでございますが、滞納分の徴収の事務が移管されるということでありまして、税金そのものが移管されるということではございませんので、予算上、滞納繰越分ということで、各市町村の予算書にあらわれるものでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

それでしたら、あと1点。税機構にそういう滞納整理でお願いすると。それで、税機構のほうは郵送等で督促をされるということですが、それでも回収できないところがあるかと思いますが、その辺はどうされているんか。時効というものがあると思いますので、その辺はどういうふうに処分されているか、その辺をお聞きしたいんですが。

○議長（小西 啓君）

税住民課長。

○税住民課長（細井隆則君）

はい、お答えいたします。

移管された滞納につきましては、税機構のほうで徴収に当たっていただくというところでございます。また、それでも徴収できない。徴収できない理由にもさまざまあるかと思うんですけれども、資力があっても納めない場合とかでしたらその資力に対して差し押さえて、それでも納めない場合は換価措置、競売にかける等ですね、そういったことで回収するのが一つ。

あと、先ほどおっしゃいました時効で消滅するもの、あるいは納税義務者が所在不明、居所不明といいますか、どこにいるかわからない。また、相続人もいない等で回収が不能となったものもございますので、いずれにいたしましても、地方税法にのっております、そういったものの時効等につきましては不納欠損処理ということになるんですけれども、そういった処理が行われるということでございます。

○議長（小西 啓君）

村山議員。

○4番（村山一彦君）

よくわかりました。

時効消滅のないように努めていただきたいと思います。

以上、質問とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

ほかの議員、ありますか。

○7番（岡田泰正君）

19ページの社会資本整備資金交付金というものが1,100万円減額されているんですけども、今回、社会資本整備資金についてどれぐらいの金額を申請されたのか、そして、なぜこのように減額されたのか。私、社会資本整備資金というのは今の和束町にとって非常に必要な資金であると。何ぼあっても足りないような資金なのに減額されるということについては非常に不可解な気持ちを持っています。当課としてどれぐらい汗をかいて資金請求をされているのか、その辺についての説明もあわせてお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

基本、社会資本整備交付金といいますのは、あくまで交付金事業でございます。これにつきまして、この同額強のお金を毎年要求はしております。これについてはパッケージというのがありまして、何番のパッケージに当てはまるかというのがあります。

例えば、門前橋であれば新設改良のパッケージに当てはまるんですけど、それを通学路というような形に置きかえて交付額を上げたりというようなテクニックは使うんですけども、今、一番つきにくいパッケージが舗装の長寿命化です。それで、岡本議員のほうからもよく言われている分なんですけども、舗装の悪いところの修繕を何とかできないのかというような話が出てくるんですけども、舗装については毎年やりたい分だけ目いっぱい要求はするんですけど、実際についてくるのは数十万円強ぐらい

しかついでこないのが現実です。

交付金につきましては、物すごく不安定要素の高い交付金でありまして、ほぼ社会資本の部分については大きな災害等がありますとそちらのほうの財源に回るということが往々にしてここ数年ございます。確かに数年前までは400万円前後のお金はついてきたんですけども、ここ数年は大規模な自然災害が、毎年、日本のどこかで起こってまして、毎年これが10月ぐらいになると算定される段階で落とされているというのが現実で、令和2年度につきましては同額のような額を要求はしておるんですけども、なかなかついてくるのが難しいというのが現状でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

説明でしたら十分それでわかるのはわかるですよ。しかしながら、よそが少なくなっているから和東も同じ率で少なくなっているような説明は、当課としての担当課長として説得がなるのかなと思いますね。よそもだめであるけども、和東町はこういう努力をしているからこれだけとれたとか、そういう方向で持って行っていただかないと、いつまでたっても和東のインフラ関係、道路整備、そういったものが非常に狭隘な、あるいは狭いところで住民に不自由をかけているということの解消がなかなかできない。これは和東町にとっては非常に喫緊の課題というんですかね、真剣に取り組んでもらっていると思うんですけども、より真剣になって取り組んでいただく必要があると思うんですけども、その辺について来年度予算に向けてこれからの課長の意気込みを聞かせてください。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えさせていただきます。

ただいまのご質問でございますが、いい例を言いますと、今の祝橋、石寺橋は交付金事業を外しました。箇所づけのできる補助金事業に持っていくほうがかなり額がよくなりますので、祝橋につきましても、それから石寺橋につきましてもそういう形についております。

実際のところを言いますと、京都府下で二つの補助金を同時にとれたのはうちだけです。補助額的にもかなり大きいです。ただ、厳しいのは、補助金をとりますと3年以内、2年以内ということになります。こうなってきますと、今度は和束町全体の財政との相談が出ます。1億円を箇所づけしていただいても、それが3本つけると、逆に1億5,000万円の自主財源をどこから探してこなきゃならないということになりますので、ここにつきましても取りにいく努力は約2年かければとれにはいけますけども、ある一定の財政と調整をしながら行かせていただいていることでもありますので、このありについてはご理解願いたいということをお願いしたいと思います。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

その辺のテクニックは現課のほうに任せますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

次に一つ、同じく10ページですけれども、過疎対策事業債でガラスハウスの移転・改修というので920万円減額になっているんですけど、当初の予想とこれぐらい減額されるのは問題があったんでしょうか。金額的に余り大きいので納得いきにくいですけれども、ご説明いただけますか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

はい、お答えさせていただきます。

入りのほうは私わかってないんですが、申しわけございません。わかりました。済みません。

入札によりまして建設費のほうが下がりましたので、その分の借り入れが下がったということでございます。町債ですので、借り入れ分が下がったということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

最初の予算と比較すると余りにも率が下がり過ぎてるように思うんで、それについて説明いただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

あわせて、駐車場の整備の分が令和2年度のほうに変えさせていただいておりますので、それも落ちておりますので、一体的な部分になってくるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

わかりました。そちらのほうでしたら了解させていただきます。

それと同じように、プレミアム商品券の販売手数料で1,000万円ほど減額になっていますね。これは予算上では全部補助金で来ている分だと思うんですけど、販売手数料が少なく減額になっているということは、予定より枚数が少なくなったということで理解するんですか。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

お答えさせていただきます。

当初、本町では非課税世帯、それから子育て世帯ということで計画しておったわけなんです。全ての分を確保するというので予算化させていただいたんですけども、実際に申請された方が非課税で42%しかございませんでして、半分以下しかプレミアム商品券を購入された方がおられなかったということでございまして、この手数料につきましても商工会にその事務をお願いしていた分でもございまして、それにあわせて委託料が減ったということでございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

非常にこれはもったいない話ですね。私はほとんどそういう世帯にアピールをされて、ほぼ90ないし100%ぐらいの世帯の方が申請されると、今までそういうパターンだったように思うんですけど、今回はなぜこういう形になったのか。PRが不足だったのか、その辺、僕もわからないんですけども、わかる範囲で結構ですので、お答えください。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

対象通知のほうは福祉のほうでお願いはしてたんです。ですから、対象については全て出させていただいていると。申請に来られて、問い合わせの中でお言葉が多かったのは、全額もらえるもんやと思ってたと。でも、それぐらいやったら結局使わんならんから、持ち出しもあるから要らないというような言葉が多かったんです。だから、買いに来られて、現に申請しに来られたとしても、これだけですよという話をすると、

それやったらいいですよという声はよく聞きました。

よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今回はシステム問題だったということですか。ならば、もうちょっと受け入れしていただきたいようなシステムに府なり国のほうなりにもうちょっと考えていただかないと、そういう形は和東だけじゃなくて全国的に広まっているという可能性があるもので、今後また検討課題としていろんな問題提起をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

今の関連してですけども、プレミアム商品券は今の話では42%しか申請が利用されてないという話で、今いろいろ話もありましたけども、基本的にはこれは配付をされるんじゃなくて買わないといけないものなんですね。要は、買って使えるというやつなので、そういう点でそれだけ購買力が弱まっているというのが一番の原因だというふうに思いますし、消費税の増税対策としてこれはされたわけですけども、基本的に、やはり今の国民というか住民の生活実態に合っていないというのが明らかになったと思うんですね。

これは町長に聞いておきたいんですけど、こういったことにお金をばらまくんじゃなくて、こういう結果を見て、今、コロナ対策も含めて、緊急でも、一時的でも消費税自身を見直すというふうに自民党の中でもそういう話が出てますけども、やはりこういうことじゃなくて、もっと住民生活を本当に心の底から応援するような、消費を喚起できるような対策を町長としてもこういう実態も受けて国に対しても要望すべ

きじゃないですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

先ほど岡田議員の質問もあわせて感じることは、そういう意味では、制度上のそういう問題で申し上げなきゃならんときにはこういった意見も上げていかなきゃならんと、こういう意見は当然であろうというふうに思っております。これは国の施策を受けてやっている施策でありますので、そういう面で、その実態は実態として申し上げていかなきゃならんと思っております。

ただ、今、この商品券ということから、いろんなポイントとか、こういう制度が消費税と絡んで新型コロナウイルス対策においても、後の問題で簡単に消費税を減税するとかいうのは今度は戻すの大変だと、そういう議論もいろいろあるわけなんですけど、今後、国の動きというのはこれからも注視していく必要があるかと思っておりますけども、今も質問がありましたように、そういった意見というのも非常に大事だと思っております。今後そういう意味で、上げる場面があれば上げていきたいと、このように思っております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ぜひ、それは、こういう実態が出ているわけですから、要は、本当に安倍総理が万全の対策をもって消費税増税対策をやったというふうに、これは一つの目玉です。でも、これが要はこの程度でいたらくになっているというのは、せっかく予算をたくさん使っているのに、結局それが半分も使われないでは本当にもったいない話で、ただ、国庫に返納するだけでは大変もったいないものですので、そこは強く要望していきたいと思うんです。

それで、先ほども出てましたけども、いわゆる社会資本整備総合交付金の関係なんですけども、これは町長に聞いておきたいんですけど、先ほど岡田議員からもありましたように、大きい事業じゃなくて、要は、本当にその道を何とかしてほしいとか、通学路を何とかしてほしいとか、これは長いこと舗装してへんさかいに崩れてると。これを何とかしてほしいところの整備というのがなかなか進まないと。

言ってもなかなかお金がおりにこないという中で出ている声だとは思いますが、もちろん言われるように、国に対してとかにいろいろ働きかけて、いろいろ工夫していただいて採用されるように努力いただくということももちろん大事なんですけども、ただ、またことしも外れましたということで、1,000万円要望してたけど、100万円しか来ませんとか、こんなではいつまでたっても進まないと思うんです。それはそれでやっていただきながら、やはり町道とか本当に生活等にかかわる部分については、町として単独でも一定ちゃんと予算を確保して、それで毎年計画的に舗装が直すとかいうことができるように、そればっかりに当てにして外れてばっかりということじゃなくて、町として一定の枠を持ってそれをやっていきたいと思いますという、そういう予算配分をすべきではないかと思うんですけど、その辺いかがですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

道路整備というのは、非常に和東町全域においても狭く、狭隘なところがあったり、坂があったり、コンクリートとかアスファルトとかいろんな種類であったり、それぞれの全地域において大きく全てが整った道路というような状況になってないのが現状であります。

和東町は道路整備においては大きく三つほど分かれていると思います。いわゆる小さいところは、今、岡本議員が言われますように、区に非常に密着されているのは区

の中で考えていただいて、原材料を支給するとか、また、その補助事業としてやる場合があります。

また、もう一つは、町全体として考えたら、まだなかなかそこまでいかないけども、区としてはここを一番先に考えていかなきゃならんと。そういうときは区の熱意があって、用地買収をして進めておられるというところには、やっぱり町は応えていかなきゃならんと。

これがあって、それとあわせて、もう一つは町のまちづくりということで将来やっていかなきゃならん。用地買収から全て町がやって、工事もやっていくという形を計画でやると、こういう三つの段階で進めているわけでありまして。

ところが、和東町には余りにもどこの区も事業が多いということでありまして。やらなきゃならん。そのときには、先ほどの交付金事業でやるか補助金でやる。従来なら補助金を設けて箇所決定して補助金を受けてやると、こういう制度で進めてきましたが、それだったら一つ一つの箇所が決まってきます。ところが、たくさんやりたいなと思うときには、交付金を受けて、その受けた事業の中でやっていくという、箇所づけしないで、区の希望があるところについてやらせてもらいますよと、こういうのをとってきて、これはどっちも長所があるんです。

ところが、交付金でたくさんとってくるとあっちにも回したい、こっちにも回したいということで、ご案内のとおり、橋もそうだったんですが、あっちも2年も3年もかかるわ、こっちも2年も3年もかかる。3年でできたらいいけど、4、5年かかるわと、これが住民になかなかご理解いただける内容ではなかったと。

というのは、あっちこっち補助金をとってやらなきゃならんということでやってきたんですが、しかし、先ほど建設課長も言ってますように、今度は箇所を決定して補助金を受けてやろうと。それは補助金を受けた事業ができない。祝橋とか石寺のほうですね、これは箇所を設定でやりますので、それがおくれたら補助金を返上せんならん、ほかへ使えない、こういうことでやらなきゃならない。そういう意味で、この事

業を進めるにおいては地元の協力を得られなきゃならない。

そういう意味で、先ほど岡本議員が言われるように、和東町は道路全部がおくれておりますので、どういう事業を入れて、どうして計画的に進めていくかというのが非常に大きな課題であって、そういう中で地元の協力ももらわんとなかなかできないわけであります。

一つ用地買収がとまってしまったら、補助金やって返したら、あと何年先やれるかという、もうやれなくなってしまう。そういうことを抱えながら事業をやっているということで、これについては非常に難しいところがあるわけなんですけど、一にも二にも住民の協力をいただきながら、そして住民の願ってる道路を一日も早く。そのためにどういう制度がいいかということを見定めながら今度やっていきたい。

新年度はほとんど補助金のほうにシフトしたと思いますが、そういうことでご理解をよろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

いろいろ難しい問題もあろうかと思いますが、ただ、やはりそう言いながら、例えば、本当にPTA等で毎年いろんな安全対策も含めて要望というのは上がってきていると思うんですね。私もそのときにいろいろ要望を出したことを覚えてますけども、何年もずっと同じ要望を出しながら、なかなか改善されないという箇所もたくさん残っていると思うんですね。以前にいわゆる安全確保ということで、その枠をやる上で塗っていただいたりとか、そういったことなんかも前にしていただいたけども、それ以降、どんだけはがれても全くそれも手を打とうとされない。

そういうことがある一方で、観光関係でといたら、こっちが頼んでもいないのに茶いくるラインみたいなものがどんどん塗られていくと、町は頼まれたかもしれないけどもね。そういった意味では、本当に予算の使い方というのが大変ちぐはぐという感

じもしますので、本当に小さいことだけど、みんながここを何とかしてほしいというところに対応できるような予算ぐらいは、一定、町としても責任を持って確保していただきたいと思いますので、そこを今後も要望したいと思いますけども、ぜひ検討いただきたいと思います。

次にですね、福祉の関係で16ページですけども、社会福祉総務費の施設整備基本計画作成業務委託料で12万1,000円の減額ということで出ておりますけども、これはいわゆる総合保健福祉施設の、今、検討をいただいている部分のことだと思うんですけど、今、ホームページ上でもこの間の検討委員会の議論も踏まえた基本計画の案というのが意見募集でかかっております。今、いろいろ意見のほうを募っておられる段階だと思うんですけども、そこを確認したいんですけども、それをのけて、いわゆる、次の令和2年度というのはどこまで事業を進められようとしているのか。実際、ゴールというか、整備できるという完成年度というのはどこに置いておられるのか、そこはいかがですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

お答えいたします。

ただいま今年度で計画しておりますのが、基本計画のほうを策定するというところでやっておるところでございます。候補地を含めた中で検討委員会のほうでも決定しづらいというところで、いろいろと議論していただいているところでございます。午前中の予算のほうで繰り越しのほうを一部させていただきまして、最終的には令和2年度に計画のほうは策定するというところで、今、考えているところでございます。

最終ゴールでございますけども、2年度になって計画のほうを、一定、町のほうに策定委員会のほうから計画案のほうを出していただいた中で、また、そこからどのタイミングで設計業務なりやっていくのかということを決めていくということになって

きますので、最終、どこをゴールにということですが、予算の関係もござい
ますので、これにつきましては3年先、5年先とかいうようなお話は私のほうからは
今の段階ではできかねるところでございます。

以上でございます。

○議長（小西 啓君）

会議の途中ですが、ただいまから午後2時40分まで休憩いたします。

休憩（午後2時29分～午後2時40分）

○議長（小西 啓君）

休憩前に引き続き会議を開き、質疑を続けます。

岡田泰正議員。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

あと1点忘れてましたので、質問させていただきたいと思います。

20ページなんですけども、ワールドマスターズゲームズのこと、きょうの朝で
すか、突然ニュースとかでオリンピックが1年間延期して夏以降にするというふうな
報道で、やっぱりかという形で拝聴してたんですけれども、そうすると、やはりその
1年後にワールドマスターズゲームズの開催というものが予定されていたわけなんで
すけれど、やはりこれも国のことなので影響があると思うんですけども、きのうの
きょうということで、そういった通達はまだ来てないと思うんですけど、どうい
うふうな関係になるという予測があるのか、今後の見通しについて、わかっている範囲
で結構ですので、お答えいただきたいと思います。

○議長（小西 啓君）

地域力推進課長。

○地域力推進課長（草水清美君）

はい、お答えいたします。

きのうのきょうのことをございますので、まだ組織委員会のほうでは何も決まっていないというのが現実でございます。ただ、先ほどの議員のお話もありましたように、オリンピック、パラリンピックが延期ということになりましたら、ほぼ来年5月のワールドマスターズゲームズとかぶってきますので、一定、延期になる可能性が高いかなということで事務局のほうでは考えております。情報をキャッチしながら、その対応を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

オリンピックのほうでもそれだったんですけども、廃止はないというふうなことでしたけど、このワールドマスターズゲームズについては、そういった方向にはなるのか、そういうことは考えられないのか、非常に難しい選択になろうかと思うんですけども、地域性では国のことよりも狭いですので、これからの投下資本とかの問題も出てきますので、1年になると、また、その投下資金が必要になってきますので、その辺のことについて一つは心配しているんですけど、それもわからないといえわからないんでしょうけど、町長のほうはその辺はどのようになろうかという予測で考えておられますか。

○議長（小西 啓君）

町長、「たら」の話しないでくださいね。

○町長（堀 忠雄君）

今もありますように、その辺のところ、組織委員会は何も発信はされておきませんので、組織委員会がこうやるということは申し得ない。今、議長から、「たら」の話はあかんということで、「たら」の話はやめときますけども、今のところ何もないということでご理解いただきたい。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

済みません、先ほどの続きなんですけども、あと幾つかお願いしたいと思います。

それで、課長の答弁では、令和2年度に基本計画を策定していただいて、ゴールと
いうか、完成年度についてはまだ今のところは名言はできないという話でした。ただ、
つくるということで、今、検討いただいているのは確かですので、お聞きしたいと思
うんですけども、今度のパブリックコメントにもかけられています基本計画の中に、
先ほども出てましたけども、一つは、整備候補地の問題があります。この間、Aから
Eの候補地を出していただきながら、大体、この間の検討委員会の議論でいいますと、
グリーンティ和東の隣接地と町役場の隣接地というのが大体二つに絞られているという
ことが議論をされております。

今回その中にこういう評価についてもアップいただいて、これはほかの候補地も含
めて、何が特徴で何が問題かということが書かれているんですけども、ただ、大体こ
の間でいうと、B案とE案というのが候補地になっているとは思うんですけども、令
和2年度に基本計画を策定するということは、候補地についても、もちろん基本計画
の一つの中身ですから確定していくと。この二つに、一定、町としては判断したいと
いうことで、今、進めているということによろしいですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

おっしゃるとおり、基本計画の中で、一定、候補地のほうは決めていくということ
にはなるんですけども、ただ、1カ所に絞るということではなく、今のところ最終数
候補地という中で候補地については上げていくことになるかなというふうには思っ

いるところでございます。

ただ、基本計画につきましては、候補地は当然大事なところで、どこにするかというのが決まらなければ、建物の構造とか建物の広さ、また階層等々も決まってはきませんので、まず、そこが一番重要にはなってくるんですけども、なかなかそちらのほうでこれというのに決定するだけの材料がまだいまだに議論しているところで、決め切れていないというところがありますので、今のところ、整備すべき施設の中身、また、その一つ一つの広さなども同じように同時進行で進めさせていただいているところでございます。

一応、基本計画につきましては2年度の早いうちには、一定、つくれるように進めているところでございます。そこには候補地1カ所ということではなく複数箇所というところで、最終、また町なり議会の皆様とご相談させていただきながら最終決定していくのかなというふうな想定で今つくっているところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

これを見させていただきますと、例えば、同じ二つといたしましても、グリーンティ和東の隣接地でも二つのパターンがありますし、町役場の隣接地というのも四つぐらいパターンが示されているので、単純にこの二つのうちどっちかというよりも、その中でもほかにもいろいろ選択肢が言われていると。それに伴っていろいろ工事内容も変わるので、整備費についてもかなり差が出てきているというのがこれを見ているとわかりますけども、ただ、この間、話もしてましたように、どちらにも長短があるということで、特にこの間、いわゆる災害時、特に水害の浸水想定であるとかいうのはどうなのかということで話をしてまいりました。

それでいいますと、グリーンティ和東は比較的危険が少ない、若干、ただし書はありますけども。町役場でいうと、最大級降った場合、二、三メートル程度の浸水が想定

されるということも書かれています。あと、地震に関していえば、グリーンティ和東では震度6強という想定があって、役場周辺では震度6弱ということで、一定、地震についてはグリーンティ和東の周辺のほうが危険性は高いんじゃないかという想定がされています。

ただ、いずれにしても、ここで私が抜けているなと思うのは、グリーンティ和東の場合は水害については基本的なデータがないんですね。要は、危険性が少ないとは書いてあるけども、前に町長が言われたように、ハザードマップの中ではそこは調査対象になってないと、人がいない場合の話でありますけども。ただ、やはり公共施設を整備しようかというところである以上は、水害想定した場合にどんだけの水害が想定されるのかということは想定しとかないといけないと思うんですよね。

今、単に京都府がこういうハザードマップを出していて、ここは対象外だから知りませんとかじゃなくて、それだったら独自にちゃんと調査してでも明らかにすることがないと選択しようがないと思うんですよ。その辺がいろいろ決めていく上でデータが不足しているんじゃないかと思うんですね。そこはいかがですか。

○議長（小西 啓君）

福祉課長。

○福祉課長（北 広光君）

はい、お答えいたします。

岡本議員がおっしゃるとおり、まさにそのところの詳細なデータが今、不足しているというのは確かにそのとおりでございます。それは検討委員会のほうでも同じような意見が一部いただきました。

当然ながら、そのデータにつきましても、今、委託しておりますコンサルタント会社等々と相談いたしまして、どのような形でそちらのほうの調査なり、一定、水害等災害が起こったときのデータを集めるかというところを、今、検討しているところでございます。

確かにおっしゃられるとおり、水害以外にも地震とかで、特に白栖グリーンティ和東周辺につきましては一部液状化が激しくなるであろうというところまでは出ておるんですけども、実際どの程度になるのか、また水害につきましても、町長が答弁しておりましたように、実際、向こうのほうはハザードマップの対象外になっておりましたので、そちらの調査でまた周辺にも川とかもございます。近いうちにはまたトンネルが開通するというので、雨の道筋とかも変わってこようかと思っておりますので、それも踏まえた上での調査を、今、検討しているところでございますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

そこはやはり客観的に判断する上でも欠かせないところだと思いますので、ぜひお願いしたいというふうに思います。

もう1点お聞きしておきたいのは、いわゆる中身の問題で、これは予算のときにも言おうかと思っていて、時間がなかったので言えなかったんですけども、いわゆるこういう施設をするにしても、そのスタッフがいないと施設って稼働できないですよ。前に町長はこの問題の答弁で、スタッフについては現行の国保診療所とか社会福祉協議会とか役場の福祉課とか、そういう今の体制をそこに移行していきたいという話をされたと思うんですね。

それだけで私はだめだと思ってますけども、そうするにしても、今のスタッフがずっとおられるとは限らないですよ。特に診療所なんかはそうだと思うんです。役場の保健の関係の保健師さんとかも含めて、一定、長い目でそういうスタッフを確保していくということ、また、必要だったら自前で養成していくということがなければ、先ほど保育園の関係で募集しているけども、来ないという話がありましたけども、やっぱりこういう総合福祉施設をつくるにしても、その中身を稼働させようと思ったら、

そういう人をどう確保するかということの一定の計画がなかったら、いざ器はできたけど機能しないみたいな話になりますから、そこは町長の責任が大きいと思うんですよ。

今後、例えば何年後に整備するかということはまだはっきりはしてないということですけども、近い将来には整備するのは決まっているわけですから、そこに向けて今のスタッフをどう確保していくのか、養成していくのかということはちゃんと天端を持ってないと大変困ったことになると思うんで、そこは町長どうお考えですか。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

はい、お答えいたします。

そもそも論のほうから答弁させていただきます。

今、住民サービス、行政サービスをしているところで一番大事なのは、安心・安全のためにそういう施設を改良して修繕を入れてます。調書も入りました。今、体験交流センターがありますが、全部一つ一つやっていくと非常に金もかかるだろうし、これからの時代どうなんだろう。この機会にするんだったら一緒にやろうということで、今あるところで耐震化したらいいんですけども、集めていこうという基本的な考えを持ちました。そしたら、どういう施設をつくってどうするかというのがまず大事でありますので、まず、その辺のところをきちっと計画を持ちましょうね、その計画を持つのに役場の中で作業するより住民の皆さんの声を聞いてやりましょうね、ここなんです。そして、計画が定まってきましたと、私の手元に届いてきますと、その計画申請をして財源の確保に努めて、そして設計を入れて財源確保をする、こういう進め方をします。

今、言われますように、当然、その計画の中では、まず、そういったことを住民にすれば、診療所があるから診療所を持ってほしい。社会福祉協議会、文化活動すると

ころも欲しい。コミュニティのホールみたいなのが欲しい。そういうみんなの声をどう送っていこうか。その施設をまず私たちはつくっていこうとしています。まず第1にそこを考えております。

前の答弁も聞きましたが、非常に大きなことでありますし、時期の問題もありましょうし、委員会で、財政どうなるというような質問もあったかと思いますが、私の手元に来ますと、議員の皆さんとも慎重に審議しながら、そして進めていくと、こういうことです。

まず、そういう計画は住民と皆さんの審議会を設けてどんな計画ができる、どんなものをつくろうとしているのも住民参加で今、求めているわけなんです。もらって一部修正かけるかわかりませんが、私、前の答弁させていただきました、住民の皆さんから、これがいいんだとつくり上げられたことは重きを置いて考えていかなきゃなりません。そして、議会にもかけさせた意見も大きいですね。これは五分五分の意見がありますから、私はそう思います。

私はいろいろと住民にこれからいいものをつくって目的に合った施設というのが大事であろうと、このように前も申し上げておりました。そういう意味で、今後つくり上げていきたいというように思っておりますので、今、言われた人の配置とかいうのは、それも含めた計画というのは、当然、基本の内容の中には入ってくると思います。そういう意味で、具体的に何人でどうするかというようなことはないんですけども、そういうのは考えていく中では無視してかかれないうらうと思っておりますので、当然、十分含めながら検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（小西 啓君）

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

今の件ですけど、町長は検討委員会に何をお願いされたんです。検討委員会でまだ

結論も出てないし、諮問も出ないのに、それで何で今この議論なんです、町長。どれがいいとか、あれがいいなんて、それだったら初めから検討委員会というのはないのと一緒に。それでいいというなら我々検討委員会はやめさせていただきます。出す必要もないです。

検討委員会に出した上で、町長がこういう報告されたというふうに議論はすると思います。もちろん公開していますから、何もやましいことはしてませんが、まだしてないものを、検討委員会をつくらはったのはあんたでしょうが。だから、町長がつくったのにまだ返事も返ってないのに、それを今、議論するのは、その辺どうかなと思うんです。

○議長（小西 啓君）

町長。

○町長（堀 忠雄君）

今、岡田議員からご意見がありました。さっき手元に届いてない。届いてないのに想定で言われたって勇み足みたいなところが出てくるかもわかりませんが、勇み足みたいところがありますが、今、岡田議員が言われたように、種々にかけて聞いておりますので、その辺のところを大事にしてかかっていきたい。

さっきも言いましたように、上げていただくのを大事にしていきたい。その上で、今、言うように考えを入れていきますので、その点、言葉足らずのところをちょっと修正して答弁させていただきます。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

今回、減額補正ということで問うことはありませんが、その中で先ほど高山議員のほうから質問がございました。これは20ページですか、東部連合負担金の中からもお聞きいたしたいと思います。

その他プラとか今度新たに袋をつくるということです。先ほど東本課長は、これは連合のものだからといとも簡単に答弁された。だから、向こうへ聞いてくださいよと、私はこのようにとったんです。いや、聞いている話ですわ、課長の答弁で。だから、余りにも不親切いうのか、今、住民が一番困っておるのは、4月1日からごみ袋のスタートなんです。それを啓発はれんけいでしましたよということなんです。れんけいを見ておられる方は何人おられます。私なんて、来たかてほとんど見てない。だから、関心がある者でも見てないという中で、一般の人がどこまで見ておられるか。

例えば、これはあかん、各戸配布するんだというならまだわかりますよ。だけど、残り1週間ですよ。4月1日からスタートです。余りにもお粗末。私、この件については連合のほうにも言いました。それはこっちの課の担当と話した中で詰めていきます。こういう話をされましたから待ってたんです。一考にない。ところが、先ほど高山議員が聞いたら、連合のもんですからと、こんなふざけた話はありませんよ。

どうです、副町長。一番の責任者である副町長、お聞きしてください。

○議長（小西 啓君）

副町長。

○副町長（奥田 右君）

はい、お答えいたします。

先ほどのプラと廃プラの袋の関係なんですけれども、基本的に東部連合のほうの広報で周知されたということで聞いているんですけど、高山議員もおっしゃるように、和東町として、当然、住民の方の周知の関係ですので、これは親切に丁寧にやっていくのが筋だと思いますので、今後、広報については十分させていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

済みません、申しわけございません。

3月のれんけいにも挙げさせていただきましたし、2ページ、3ページ、同じような形で記事も載っておりましたというところで、何もせずではございません。私のほうの答弁の仕方がまずかったと思いますので、申しわけございません。よろしく願いいたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

別にいやみを言うんじゃないんです。だけど、余りにも聞いておったら、一番最初、ごみ袋ができましたときに、その当時は各老人クラブ、それから各区を回ったり説明をされた経過を私、知っております。今回、そこまでしなくていいんじゃないかと、このように思うんですけど、どんな袋に入れるというのは、袋はこれから出てきますからそれはわかるんです。ところが、さっき言ったように、住民の方はほとんどの方は知りません。私もそんなことあるんですかって聞かれて、はっと思ったんです。ところが、東部連合議会の11月か12月の議会で予算化されてまして、あっと思ったんです。ところが、それほど関心はなかったんです。だから、これは4月1日からスタートするんだったら、やはり徹底した周知をしなくちゃ混乱しますよ。

それと、もう1点だけ、総務課長、交通対策費の中で路線バス対策補助金240万何がしの金が今回も補正されております。総額3,800万円ですか。これね、来年、再来年また続いていくとね、この金額がどんどんどんどん上がっていくような気がするんです。だから、何らかの対策を打つ。さあ、やろうかいうたら大変難しい問題であるんです。今後どのような対策を練っていくのか、難しいことであろうと思います。公共対策のほうについても、これだけ和東町は湯船から加茂までの長い距離というのか、東西に長い道ですから、その脇に集落が入っているということですから、どこの集落まで人を運んでいったら乗ってくれるんだと、このように思います。だけど、8

0歳過ぎた人がバスを使って買い物に行くということは考えられないのかなど、このような思いもするんです。これについて今現在、町長でも結構です。総務課長でも結構ですけど、今後どうするのかなという考えをお聞きしたいと、このように思います。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

畑議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

まず、私ども総務課の中で考えておりますのは、やはり府道宇治木屋線のトンネルができた後のまちづくりを踏まえた中で、このバス対策も考えていかなければならないと思っておるところでございます。

一つの案でございますが、和東町の中で、今、中心となっておりますのは加茂駅になっているんですけども、逆に、和東の中で中心となる拠点といいますか、バスが寄ってくる場所を見つけるのが一つかなと。

犬打峠のトンネルができますと、やはり宇治行きのバスも検討しなければなりません。これは奈良交通と同じで、和東町の民間バスの単独事業ではなかなか難しいのかなと。

一つ思っておりますのは、そういう中心地を起点にして、宇治行き、加茂行きという形でバスを走らせる。ただ、各集落からその中心になるところについては、一定、町営バス、民間のNPO、社協等の力をかりながら、そこまで住民の方を運んでいくというような形が一番いいんじゃないかなと思っておるところでございます。

しかしながら、トンネルが約4年後に開通すると。実際、バス事業者が本当に走ってくれるのかもわかりません。ただ、住民の足としては、やはり加茂駅だけじゃなしに、当然、宇治田原、宇治のほうにも向く可能性が高いと思っておりますので、総合的な検討を進めていかなければならない時期だと考えているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

農村振興課長。

○農村振興課長（東本繁和君）

済みません、先ほどの啓発の部分ですけども、その他プラの分につきましては、来月の第4週ということの予定でございます。現にこちらのほうに入ってきているのが20箱しかこの火曜日に入ってこなかったんです。という部分もございますけど、今週末には90箱ということで、各お店に回るだけのものはあるかと思うんで、このタイムラグというんですか、この4月始まってありましたように、そういった啓発ができておりませんので、今後、防災行政無線をつかいながら、そういった分別のことをお願いしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

畑議員。

○9番（畑 武志君）

よろしく頼みます。

今、総務課長から答弁をいただきました。隣の宇治田原町が和東町とよく似たケースかなと思うんです。これもJRで城陽へ行くなり、宇治までバスで行くなりというコースしか設定されていません、鉄道もない町ですから。これも一つの参考にしていただけたらなど、このように思うんです。

私、宇治田原の交通網についてはまだ何も勉強しておりませんからわかりませんが、それも一つの取り入れの策かなと、このように思うんです。課長、その辺の宇治田原の実態というのは何らかの形で把握されておるんですか、どうですか。

○議長（小西 啓君）

総務課長。

○総務課長（岡田博之君）

はい、お答えさせていただきます。

まず、宇治田原の関係でございますが、京阪宇治交通が新田辺駅、また京阪の宇治駅まで運行されていると聞いているところでございます。しかしながら、以前もあつたんですけども、宇治田原の一番奥、奥山田というんですか、以前はそこまで走っていたんですけども、やはり経営が成り立たないということで手前の中学校のところでとめまして、それ以降については宇治田原町が単独で町営バスを走らせておられると。これについては無料で走っておられるという話を聞いております。

和束町と宇治田原町との一番の大きな違いは、和束町は路線バスを維持するために国庫補助もいただきながら、京都府の補助金もいただきながら、なおかつ今、畑議員がおっしゃったように、3,700万円余りのお金を補助金として出しております。宇治田原町は京阪宇治交通の分については補助はされてません。しかしながら、高校生の通学対策ということで、定期代相当額の補助をするという形で、一定、バス路線に対しての赤字補填分はそういう形で補っておられると聞いているところでございます。

以上です。

○議長（小西 啓君）

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決は1件ごとに行います。

議案第15号 令和元年度和束町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第15号 令和元年度和東町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

議案第16号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第16号 令和元年度和東町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第17号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第17号 令和元年度和東町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第18号 令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第18号 令和元年度和東町下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第19号 令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第19号 令和元年度和東町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第20号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第20号の提案理由を申し上げます。

令和元年6月20日に契約しました町道白栖別所線地すべり災害復旧工事において、法面工の数量減により、当該工事請負契約の変更の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただく次第であります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、私のほうから、議案第20号の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第20号

公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について

町道（北部1号）白栖別所線地すべり災害復旧工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

契約金額に係る部分中「6,455万6,800円」を「6,451万3,900円」及び「令和元年6月21日から令和2年3月31日」を「令和元年6月21日から令和2年4月30日」に改める。

令和2年3月25日提出

和東町長 堀 忠雄

1 枚おめくりください。

今回の工事の資料でございます。

町道(北部1号)白栖別所線地すべり災害復旧工事変更契約の概要でございます。

- 1 事業名 公共土木施設災害復旧事業
- 2 工事名 町道(北部1号)白栖別所線地すべり災害復旧工事
- 3 工事場所 京都府相楽郡和束町大字別所地内
- 4 契約金額 「6,455万6,800円」を「6,451万3,900円」
に変更
- 5 契約の相手方 山口・吉村特定建設工事共同企業体
代表者 山口和香奈
- 6 契約の方法 地方自治法第234条の規定による一般競争
- 7 工期 「令和元年6月21日から令和2年3月31日」を令和元年
6月21日から令和2年4月30日」に変更
- 8 支出科目 和束町一般会計
(款) 10 災害復旧費
(項) 02 公共土木施設災害復旧費
(目) 01 道路橋梁施設災害復旧費
(節) 15 工事請負費

隣のページでございます。今回の変更の資料でございます。

町道(北部1号)白栖別所線地すべり災害復旧工事変更箇所資料でございます。

1 変更内容

法面工の数量減

2 変更内訳

契約金額 現在 6,455万6,800円

(内消費税相当額 586万8,800円)

変更 6,451万3,900円

(内消費税相当額 586万4,900円)

契約金額減額分 △4万2,900円

(内消費税相当額 △3,900円)

でございます。

1枚おめくりいただきまして、現場の箇所図でございます。

現在、工事につきましては、ほぼ完成に至っております。現在、図面上の赤く着色している分でございますが、この下に地権者が茶畑をつくっております、ここに法面が一部発生するというので、当初の計画が上がっております。その法面をつくらずして畑と同レベルでならしたがるということになりましたので、地元の地権者との話ができましたので、ここの部分の法面修正の分の減額でございます。

ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

前回の臨時会のときに一定議論になっておりましたけども、今回、工期について1カ月延長するということですが、いわゆる前にも言ってましたように、道路自身の通行ですね、工期はまだ1カ月延ばすけども、前のときには学校が始まる予定の時期ですね、4月当初から通行ができるようにしたいということでしたけども、それはできるんですか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えいたします。

工事につきまして、ほぼ月末に上がる予定でございます。あと、区画線といいます白線とか舗装が若干残ってくる可能性はございます。それにおきましても、工事の現場につきましては、一応、4月の当初に通行開放できるよう、今、業者に最後の仕上げをお願いしておるところでございます。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

一応、時期的に4月何日から開放するというのは決まっているのでしょうか。もちろん歩行者だけじゃなくて、一定、普通に車も通れるようになるということだと思えますけども、大体開放日は決めていますか。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

一応、4月5日前後ということで業者のほうとは話はしております。3月31日にはほぼ工事が終わると聞いております。ただ、若干気になっているのが、この週末の雨がどういう影響をするかというのは気にはなっておるんですけども、雨がなければ、ほぼ4月5日までには開放できるということで連絡を受けております。

○議長（小西 啓君）

岡本議員。

○8番（岡本正意君）

ちょっと聞き取りにくい。4月5日ですね。もう一回、済みません。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

4月5日までには開放したいということで、今、動いております。

○議長（小西 啓君）

ほか質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第20号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第20号 公共土木施設災害復旧事業「白栖別所線地すべりが起因する道路災害復旧工事」に係る工事請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第21号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更についてを議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

町長。

○町長（堀 忠雄君）

議案第21号の提案理由を申し上げます。

令和元年11月8日に契約、2月臨時議会において金額の増額の変更をいたしました。が中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に於いて、今回の

コロナウイルス感染症により資材等の入荷に影響が生じたので、当該工事請負契約に変更が生じたことにより変更の契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める必要があることから、ここに提案させていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

それでは、議案第21号の説明をさせていただきます。

議案書をお開きください。

議案第21号

和東町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更について

中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事請負契約を下記のとおり変更する契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

約工期に係る部分中「令和2年3月31日」を「令和2年6月30日」に改める。

令和2年3月25日提出

和東町長 堀 忠雄

1枚おめくりください。

工事の変更概要でございます。

1 事業名 和東町簡易水道統合事業

2 工事名 中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工

事

3 工事場所 和東町大字全域地内

4 契約工期 「令和2年3月31日」を「令和2年6月30日」に変更

5 契約の相手方 理水化学株式会社大阪支店

支店長 木澤太郎

隣のページでございます。

中央浄水場における変更の理由でございます。

中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事工期変更理由でございます。

1 変更の理由

原材料の一部、製品器具の一部が中国産であり、今般の新型コロナウイルスの関係でメーカー等から入荷日程未定との回答となったことから、当初工期内の完了が困難となったので、工期の延期をお願いいたします。

2 入荷困難な製品

圧力検知器つき逆止弁体の原材料

トイレ器具の一式

これにつきましては、全てのメーカーのほうから入荷の時期が未定ということで返っております。

なお、緊急遮断弁につきましては、5月の下旬ごろに入ってくるという予定が見えてきておりますので、今回、工期を6月30日まで延ばしていただきたいということでお願いいたします。

ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

契約の工期がこれですと3カ月延びるということでございます。そうすると、水道事業そのものの影響と、それから町民に対する不具合は出てこないのか。計画事業そのものについての不具合は出てこないのか。そしてまた、入荷時期が未定となっておりますけれども、この点について、その3点答弁してください。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

はい、お答えします。

今回の工事につきましては長寿命化の部分が若干入っておりまして、現在、機能している機器がまだ動いておりますので、現状の給水に関しては影響は出ないと判断しております。

ただ、工事をつけかえるときには、作業を行いますので、一時断水とか、それについては事前に広報させていただきながら工事をさせていただくということになるかと思えます。

あと、一番懸念しますのは、メーカーのほうから中国製の便器の下の便座の部分がなかなか入ってこないということが出ておりまして、3カ月ぐらい余裕で見れば何とか入ってくるというこちらの判断とメーカー側の話を聞きながら、調整しながら工期の延期を、当初ですともう1カ月早くてもいけると思うんですけども、その分、1カ月余裕を見ているという状況でございます。

○議長（小西 啓君）

岡田泰正議員。

○7番（岡田泰正君）

今ついでに逆止弁について対応的に問題はないと考えているわけですね。

○議長（小西 啓君）

建設事業課長。

○建設事業課長（馬場正実君）

老朽化はしておりますが、現時点では動いておりますので、問題ございません。

○議長（小西 啓君）

ほか質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

議案第21号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更について、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、議案第21号 和束町簡易水道統合事業中央浄水場他緊急遮断弁等機械電気設備更新及び施設整備工事に係る請負契約の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第8、決議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡田 勇議員。

○1番（岡田 勇君）

決議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議
について、決議文の朗読をもって提案理由の説明といたします。

決議第1号

新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を
求める決議

上記議案を別紙のとおり、和東町議会会議規則第14条第1項の規定に基づき提出
します。

令和2年3月25日

提出者 和東町議会議員 岡田 勇

賛成者 和東町議会議員 畑 武志

賛成者 和東町議会議員 高山豊彦

賛成者 和東町議会議員 吉田哲也

賛成者 和東町議会議員 岡田泰正

和東町議会議長 小西 啓 様

新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を
求める決議

中華人民共和国湖北省武漢市において発生したとされる新型コロナウイルスによる
感染症については、急速な勢いで世界じゅうに拡散し、国際社会を挙げて対策が講じ
られているが、いまだ事態の収束は見通せず、国際的な脅威になっている。

我が国においても感染者が増加する中、新型コロナウイルス感染症対策本部におい
て、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請
される事態など、感染拡大の抑制に全力で取り組まれているが、いまだ予断を許さな
い状況にある。

こうした中、本町においては、本年3月16日に町長を本部長とする和東町新型コ
ロナウイルス感染症対策本部を設置し、堀町長を先頭に感染拡大防止に全力を挙げて

取り組んでいただいているところである。

しかしながら、感染症の広がりには、医療機関や介護等の施設、製造業・観光業を初めとした経済界、また、教育現場等に甚大な影響を及ぼしており、事態収束のためには、国、市町村、医療関係者、事業者、そして町民が一丸となった総合的かつ迅速な対応が強く求められている。

よって、和東町においては、何よりも町民の命と健康を守ることを最優先に、国、京都府、市町村、関係団体と十分に連携しながら、感染拡大の防止対策、町民生活の安心・安全の確保に迅速かつ全力で取り組むよう強く求めるものである。

和東町議会においても、町民の安心・安全の確保のため、行政と連携・協力して感染抑制等、事態収束に向け一層取り組みを進める。

以上、決議する。

令和2年3月25日

京都府和東町議会

以上、議員各位の賛同をよろしく願いをいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

決議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、決議第1号 新型コロナウイルス感染症対策の迅速かつ総合的な取組を求める決議は、原案のとおり可決されました。

日程第9、発委第1号 簡易水道事業へ国の財政支援強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

産業常任委員会委員長、吉田哲也議員。

○産業常任委員会委員長（吉田哲也君）

発委第1号 簡易水道事業へ国の財政支援強化を求める意見書について、意見書の朗読をもって提案理由及び説明といたします。

発委第1号

簡易水道事業へ国の財政支援強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条第3項の規定に基づき提出します。

令和2年3月25日

提出者 産業常任委員会委員長 吉田哲也

賛成者 産業常任委員会副委員長 藤井清隆

賛成者 産業常任委員会委員 岡本正意

賛成者 産業常任委員会委員 畑 武志

賛成者 産業常任委員会委員 岡田 勇

和東町議会議長 小西 啓 様

簡易水道事業へ国の財政支援強化を求める意見書

簡易水道事業は、人口5,000人以下の地域に給水する水道事業で、本町のような主として農山漁村で普及、利用されてきた引用水道です。簡易水道の国庫補助制度は昭和27年度に始まり、それ以来、立ちおいていた農山漁村を中心に整備が進められました。本町では昭和47年に条例が制定され、住民生活や産業を支える「命の

水」の供給を担ってきました。

水道事業は、水道法第1条の「法律の目的」で「清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与すること」とされ、第2条では「水道が国民の日常生活に直結し、その健康を守るために欠くことのできないもの」として、「清潔保持並びに適正かつ合理的な使用」に必要な施策を講じることを国や地方自治体の責務として位置づけています。

一方、少子高齢化や若者の流出などで人口減少が続く本町では、給水人口の減少とそれに伴う料金収入の減少を初め施設の維持管理費用の増大などにより、簡易水道事業の財政状況は厳しさを増しています。また、水道法の改定や公営企業会計への移行等を契機とした独立採算制の強化や水道会計の厳しさに拍車をかけています。そのような中で本町では料金改定が検討されていますが、このままでは大幅な値上げが想定される事態となっており、住民生活や経済活動等に深刻な影響と打撃を与えることは必至の状況です。

この状況を打開し、「命の水」を守り続けるには本町のみでの努力では限界があり、一定の料金負担を住民に求めたとしても、今後の運営は厳しくなることは言うまでもなく、政府におかれては、水道法の目的や責務を踏まえた強固な財政支援強化を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月25日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

議員各位のご賛同をお願いいたします。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

岡本正意議員、賛成ですか、反対ですか。

○8番（岡本正意君）

賛成です。

発委第1号に賛成の立場で討論を行います。

水道は誰もが生きる上で、生活する上で欠かすことのできないライフラインです。だからこそ、水道法で「清浄にして豊富低廉な水の供給を図る」、つまり衛生的で豊かで低い価格の水を供給することが水道の目的とされているのではないのでしょうか。そこに「命の水」と言われるゆえんもあり、安心安全に安定的に水道を供給することは行政の第一義的な責任であり、役割です。

しかし、残念ながら、水道行政をめぐる状況は、水道法の目的や趣旨を大きく揺るがせています。とりわけ本町のような人口5,000人以下の地域で採用、運営されている簡易水道事業は、この間の少子高齢化、人口減少の進行の中で極めて厳しい状況が進んでいます。

本町の簡易水道事業経営戦略におきましては、今後の運営費用を賄うために、この間25%や60%値上げといった大幅な料金値上げが検討されていることが明らかになり、大きな衝撃と不安を広げています。

もともと安くない料金の大幅な値上げは住民の命の危険に直結し、日常生活を初め本町の基幹産業である茶業経営にも大きく影響し、この間努力してきた観光振興や移住・定住政策にも深刻なマイナスとなることも必至であり、水道法の目的、趣旨に沿

った水道事業の運営が切実に求められています。そのためにも、国の抜本的な財政支援は不可欠です。

国は公営企業会計への移行を奨励し、これまで以上の独立採算の徹底や一般会計からの基準外繰り入れを認めない姿勢を強めておられますが、もともと財政基盤が弱い小規模自治体が運営する簡易水道事業にその姿勢を機械的に当てはめることは適切ではありません。国がすべきことは、どのような地域であっても、水道法の目的、「清浄にして豊富低廉な水の供給」を安定的に行えるよう、ふさわしい財政支援を行っていただくことと考えます。

本町としても、住民の命と生活、営みを守る観点に立って、私たちの「命の水」である簡易水道事業を守るべく声を上げていきたいと考えますので、何とぞご理解とご支持をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかにありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発委第1号 簡易水道事業へ国の財政支援強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立全員です。

したがって、発委第1号 簡易水道事業へ国の財政支援強化を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

日程第10、発議第1号 感染症対策の抜本的強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由及び議案の説明を求めます。

岡本正意議員。

○8番（岡本正意君）

発議第1号の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大の中、昨日はオリンピック、パラリンピックの開催の1年延期が決定されるなど、日々、影響は拡大し、どのような形で収束できるのかますます不透明な状況となっております。

そのような中、現在進行中の感染拡大の防止、発生しているさまざまな分野での影響や問題に対し、政府に責任を持って具体的に対応させる必要があることは言うまでもありません。

同時に、今回の感染拡大で浮き彫りになっている感染症対策やそれを支え担う医療や保健体制、予算配分などの問題点を総点検し、必要な改善や予算措置を行わせることが、現在の新型コロナウイルス感染対策のみならず、今後も起こり得る事態への備えにもつながると考え、そのような観点から本意見書を提案するものです。

それでは、読み上げまして、提案させていただきます。

発議第1号

感染症対策の抜本的強化を求める意見書

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定に基づき提出します。

令和2年3月25日

提出者 和束町議会議員 岡本正意

和束町議会議長 小西 啓 様

感染症対策の抜本的強化を求める意見書

中国での感染に端を発した新型コロナウイルスによる肺炎が国内で拡大する中、政府は2月25日に決定した「基本方針」に基づき対策を実施しているが、3月19日の専門家会議では「感染は一定抑えられている」としつつ大規模流行の危険性は否定せず、その後も全国的に感染者が増加する中、収束の目途は立っていない。

一方、2月末の安倍総理の要請による全国一律の小中学校、高校、特別支援学校の休校措置は緩和の動きもあるものの現在も続く中、子供の学習や生活保障、保護者の

雇用や収入補償など問題は深刻化している。さらには世界的な感染拡大による入国制限、国内でのさまざまな活動への自粛要請を受けての中止、縮小の流れの拡大が、経済や国民生活の悪化に拍車をかけている。

政府は感染拡大防止のための検査、医療体制の確立、拡充、医療・福祉現場でのマスクや消毒液の不足解消などとともに、深刻化する経済や国民生活への支援強化へ思い切った財政出動、施策を躊躇なく行うべきである。

一方、今回の事態は、感染症に立ち向かう体制や対策の弱さ、もろさを浮き彫りにしている。感染症の研究や対策で重要な役割を担っている国立感染症研究所は年々予算が削られ、10年間で約20億円も減額、職員定数も減少している。地域医療を担う全国の医療機関も、医師不足や経営難に悩まされているにもかかわらず、厚労省はリストまでつくり、廃止や統廃合を進めており、患者、住民には保険料や窓口負担等の負担増を繰り返すなど、いざというときのセーフティーネットを極めて貧弱にしている。これらが根本的に感染症対策の弱さ、もろさを助長していることは明らかである。

政府におかれては、今回の新型コロナウイルスの感染拡大への対応も含め、感染症対策を抜本的に強化することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和2年3月25日

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

財務大臣 麻生 太郎 様

厚生労働大臣 加藤 勝信 様

京都府相楽郡和束町議会

以上です。

○議長（小西 啓君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

質疑を終結いたします。

これから討論を行います。

岡本正意議員。

○ 8 番（岡本正意君）

賛成です。

発議第 1 号について賛成討論を行います。

今回の新型コロナウイルス感染拡大によるさまざまな分野での影響は、新たなウイルスによるものから来る対応の困難性ももちろんありますが、その一方で、政府の適切さを欠く対応、対策も原因となっている側面も多々ございます。学校の一律的な一斉休校の要請はその端的な例ですが、専門家の意見も聞かず関係省庁や関係機関との調整や相談、起こり得る問題への具体的対策やそれを実施する十分な予算措置もないまま総理や官邸の独断で行われた中で、2次災害ともいえるような多大な混乱と問題を発生させております。

今回の問題を、自然災害的に一般的な国難扱いすることは正しくなく、根拠や原因、責任の所在を曖昧にせず、一つ一つの影響や問題点に対し、丁寧に具体的に対応することが政府には求められていると考えます。意見書にもあるように、この間拡大している感染防止、関連して拡大している暮らしや経済などへの影響に対し、消費税減税も含め、思い切った対策と予算措置を求めたいと思います。

同時に重要で深刻なのは、提案理由でも触れ、意見書でも触れているように、今回の感染拡大への対応で明らかになった感染症対策そのものの弱さ、それを担う医療や保健の体制の弱さ、予算配分の貧弱さです。

意見書で指摘しているように、感染症対策の中核である国立感染症研究所のこの間の予算や人員の削減は驚くべき事態であり、これでは今後も起こり得る感染症の脅威

に対応できません。

また、本町も含め地域医療を担う医師やスタッフの不足は深刻であり、全国ではベッドや病室はあいていても、それを稼働させる医師や看護師がいないという笑えない事態が進行しています。地域の保健や衛生の向上を担う保健所の体制も以前と比べ弱まってきています。医療を受ける住民の側も、保険料や窓口負担の増大が命と健康を脅かしており、皆保険の最低限の責任である保険証さえ全ての人に行き渡らない事態さえございます。

今回の感染拡大から真剣に学ぶのであれば、当面の問題に対する対策に万全を期すのみならず、これまでの感染症対策や医療保健体制の削減路線を改め、安心できる対策を再整備していくことこそ求められている、このことを強調いたしまして賛成討論といたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

井上議員、反対ですか、賛成ですか。

○6番（井上武津男君）

反対です。

それでは、私のほうから、感染症対策の抜本的強化を求める意見書に対する反対の立場で討論いたします。

先ほど議会の決議でも可決されましたが、今回の新型コロナウイルス拡大防止については、政府においては専門家会議を開き、基本方針に基づき対策を実施しております。全世界の中でも特に日本においては感染者数に対し死亡者数は非常に低い数字となっています。このことを考えると、今現在、政府のとっている対策は正解であると思われま

す。なお、政府においては、経済対策においてもリーマンショック以上の対策が用意されています。新型ウイルスに対する薬もワクチンもない現在、予防のみの対策が手探り

で行われているのが現状であります。国・都道府県・市町村も賢明にウイルス封じ込めに当たっています。

このような中、この意見書は不適切で各党・会派関係なしに感染症対策に留意すべきであると考え、反対いたします。

○議長（小西 啓君）

ほかありませんか。

討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

発議第1号 感染症対策の抜本的強化を求める意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

起立少数です。

したがって、発議第1号 感染症対策の抜本的強化を求める意見書は、否決されました。

日程第11、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題といたします。

各委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、委員会の閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することに決定いたしました。

お諮りいたします。

今期定例会に付された事件は全て議了いたしました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

異議なしと認めます。

したがって、今期定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

町長、挨拶。

○町長（堀 忠雄君）

令和2年第1回の和東町議会が閉会されるに当たりまして、一言お礼のご挨拶をさせていただきますと思います。

最初に、予定を提案させていただきました全議案につきまして、議案どおりのご承認をいただきましてありがとうございます。

また、今回の議会を通じても議員の皆さん方から多くのご意見をいただきました。これらを真摯に受けとめながら、今後のまちづくりに生かしていきたいと思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

さて、話題にも出ておりますように、世界では新型コロナウイルスが蔓延しております。終息のめどが立たない、こういう不安な状況にあるわけであり。和東町といたしましても、いち早く対策本部を設置いたしました。住民の皆様には不要不急の外出を控えていただくようお願いするなど、細心の注意を払いながらまちづくりを進めているところであります。

そういう中で、本議会におかれましては、先ほどこうした感染症の拡大を防止する、そういう立場から決議をされたところであります。そうしたことを含めまして、和東町、そして議会とも連携しながら、今後とも早くこれらの終息が立つようにこれからも皆さん方とともに努めてまいりたいと、このように思っているところであります。

どうか今後ともよろしくお願いいたします。

最後になりますが、議員各位の皆さん方の一層のご健勝、ご多幸を祈念申し上げます。まして、簡単ですが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

○議長（小西 啓君）

どうもありがとうございました。

これをもちまして、令和2年和束町議会第1回定例会を閉会いたします。

本日はご苦労さまでございました。

午後3時55分閉会

上記議事録は、その内容を正確にして事実と相違なきことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によって署名する。

令和 2 年 3 月 3 1 日

和東町議会議長 小 西 啓

署名者

和東町議会議員 村 山 一 彦

〃

和東町議会議員 吉 田 哲 也